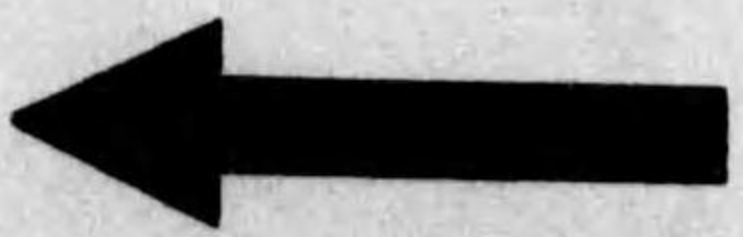


始



貴族院
函
号
册

3414-1



京都帝國大學教授
經濟學博士 汐見三郎著

日本財政の特殊問題

東京 書肆 有斐閣



京都帝國大學教授
經濟學博士 汐見三郎著



日本財政の特殊問題

東京書肆有斐閣



2
340
3/a



80W34301

目次

緒言.....一頁

我國財政の季節的變動

第一章 緒言.....二七

第二章 歳入歳出の季節的變動.....二七

第三章 租税收入の季節的變動.....二七

第四章 結論.....二七

酒税の轉嫁を論ず

第一章 租税轉嫁の研究.....九五

第二章 我國酒稅の内容……………一七

第三章 酒稅轉嫁の諸過程……………二七

第四章 酒稅轉嫁の意味……………三五

細目

緒言……………一頁

我國財政の季節的變動

第一章 緒言……………一七

第一節 問題の意味……………一七

第二節 研究方法……………二〇

第二章 歲入歲出の季節的變動……………二七

第一節 一般會計に限定……………二七

第二節 主計簿の數字の利用……………三三

第三節 季節的變動の型……………三九

目次

第三章 租稅收入の季節的變動……………一〇五

 第一節 租稅收入の限定……………一〇五

 第二節 見積の季節的變動……………一〇七

 第三節 租稅收入の實績の季節的變動……………一〇九

 第四節 季節的變動の型……………一一〇

第四章 結論……………一一七

酒稅の轉嫁を論ず

第一章 租稅轉嫁の研究……………一二五

 第一節 租稅轉嫁論の地位……………一二五

 第二節 租稅轉嫁に關する二種の統計的研究……………一二四

第一款 社會的原則を主とする研究……………一〇五

 一 Engel 及 Lassalle……………一〇五

 二 Neumann……………一一一

 三 Mombert……………一二九

 四 Gerloff……………一三九

 五 批評……………一三七

第二款 經濟的原則を主とする研究……………一三〇

 一 Conrad……………一三〇

 二 Schanz……………一三八

 三 Laspeyres……………一三三

 四 批評……………一三九

第二章 我國酒稅の内容……………一三七

 第一節 稅率の問題……………一七六

第一款 税率と洋引減量及び貯蔵減量……………一七

第二款 清酒造石税と累進税率……………一七

第三款 酒價の變動と従量税……………一八

第二節 清酒庫出税と租税の立替……………一九

第一款 清酒消費税の課税方法……………一九

第二款 清酒庫出税論の重心……………一九

第三款 庫出期と納税との關係……………一九

第四款 庫出割合の地方別研究……………二〇

第五款 庫出税と税金立替の問題……………二〇

第六款 結論……………二一

第三章 酒税轉嫁の諸過程……………二七

第一節 酒税の進轉……………二七

第一款 酒税轉嫁の地方別研究……………二八

第二款 酒税轉嫁の當事者……………三五

第二節 酒税の轉嫁と生産過程……………四〇

第一款 清酒の原價計算……………四〇

一 元附の問題……………四一

二 附帶費の計上……………四二

第二款 清酒釀造業集中の趨勢……………四五

一 企業集中の數字……………四五

二 生産方面と販賣方面……………四六

第三節 酒税の轉嫁と流通過程……………四七

第一款 酒造家より小賣商までの過程……………四七

一 酒造家……………四七

二 問屋……………四八

第二款 小賣商より消費者までの過程……………四七

一 小賣商の數……………二六

二 小賣商の營業狀態……………二六

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁……………二七

第一款 酒價の種類……………二九

一 生産地價格……………二九

二 卸賣價格……………三〇

三 小賣價格……………三三

第二款 酒税の轉嫁と酒價……………三四

一 研究方法……………三四

二 各種の清酒價格の特質……………三五

三 酒税の轉嫁……………三五

第四章 酒税轉嫁の意味……………三七

數字表

我國財政の季節的變動

第一表 一般會計及財政全體の歳入歳出對照表……………二六

第二表 大正十四年度歳計月別表……………三二

第三表 最近十二年間の歳計月別表……………三三

第四表 最近十二年間の歳計狀況月別表……………三六

第五表 (歳入歳出の連鎖指數表……………三九

第六表 歳入歳出の季節的變動の指數表……………四一

第七表 修正したる(歳入歳出の)季節的變動の指數表……………四三

第八表 租税納期別金額表……………四七

第九表 最近十一年間の租税收入見積月別表……………四九

第十表 (租税收入見積の)連鎖指數表……………五〇

第十一表 租税収入見積の季節的變動の指數表……………五二

第十二表 修正したる(租税収入見積)の季節的變動の指數表……………五三

第十三表 租税収入現計表……………五五

第十四表 最近十二年間の租税収入実績月別表……………五七

第十五表 (租税収入実績)の連鎖指數表……………五九

第十六表 租税収入実績の季節的變動の指數表……………七三

第十七表 修正したる(租税収入実績)の季節的變動の指數表……………七四

第十八表 最近十二年間の各月末主計簿現計表……………八一

酒税の轉嫁を論ず

第一表 千八百五十五年に於けるプロイセンの租税負擔表
(Lassalle の計算)……………一〇八

第二表 勞銀と穀價との關係表(Fooke の書物より Lassalle が引用す)……………一〇

第三表 英國と獨逸とに於ける小麥及び豚肉の價格比較表……………一〇

(Neumann の調査)……………一一

第四表 獨逸に於ける各間接消費税負擔額表(Neumann の計算)……………一三

第五表 各所得階段に於ける間接消費税の全負擔割合表
(Neumann の調査)……………一七

第六表 各地方に於ける各所得階段の間接消費税負擔割合比
較表(Neumann の調査)……………一九

第七表 一成年者の負擔する穀物關稅と所得との關係表
(Mombert の調査)……………二二

第八表 穀物關稅による各所得階段の負擔割合表
(Mombert の調査)……………二六

第九表 家族數と穀物關稅負擔との關係表(Mombert の調査)……………二八

第十表 間接消費税の負擔額表(Gerloff の調査)……………三三

第十一表 租税負擔合計表(Gerloff の調査)……………三六

第十二表 各地方に於ける穀物價格表(Conrad の調査)……………四三

第十三表 關稅と穀價指數との關係表(Conradの調査).....一四六

第十四表 バイエルン各地方に於ける麥酒小賣相場表
(Schanzの調査).....一四九

第十五表 バイエルン各地方に於ける麥酒の小賣價格、卸賣價格
及び地方麥芽稅表(Schanzの調査).....一五二

第十六表 地方麥芽稅と麥酒の小賣價格及び卸賣價格との關係
比較表(Schanzの調査).....一五五

第十七表 麥酒の推定價格と實際價格との比較表(Schanzの調査).....一五六

第十八表 バイエルン州麥芽稅の増稅が各地方の麥酒價格に及
ぼしたる影響表(Schanzの調査).....一五八

第十九表 ライン・パルツに於ける麥酒の價格變動表(Schanzの調
査).....一五九

第二十表 清酒造石稅の稅率表.....一七七

第二十一表 酒價の變動と從量稅との比較對照表.....一八五

第二十二表 月別清酒庫出石數の累年比較表.....一九六

第二十三表 清酒庫出石數累年比較表.....二〇〇

第二十四表 清酒稅立替の期間比較表.....二〇三

第二十五表 清酒庫出高地方別比較表.....二〇六

第二十六表 清酒稅利用の期間比較累年表.....二一一

第二十七表 清酒庫出高地方別比較表.....二一三

第二十八表 現行稅法の下に於ける清酒稅立替又は利用期間比較
累年表.....二一八

第二十九表 庫出稅に改むる事により酒造業者の受くる損得の期
間表.....二二〇

第三十表 大阪稅務監督局管内に於ける清酒の生産量、庫出量及
消費量對照表.....二二〇

第三十一表 清酒造石稅に於ける納稅額と推定擔稅額との地方別
比較表.....二二三

第三十二表 清酒一石當り原價計算表……………二四一

第三十三表 灘五郷酒造雇人一日賃金表……………二四四

第三十四表 桶元原價及び玄米價格表……………二四六

第三十五表 東京積出清酒原價表……………二四八

第三十六表 東京積出清酒賣捌標準值段表……………二五一

第三十七表 東京積出清酒純益表……………二五四

第三十八表 全國に於ける免許人員一人當り清酒査定高表……………二五七

第三十九表 灘五郷に於ける免許人員一人當り清酒製成高表……………二五九

第四十表 灘五郷に於ける清酒製成高別免許人員表……………二六〇

第四十一表 灘五郷に於ける一藏當り清酒製成高表……………二六二

第四十二表 灘五郷に於ける清酒製成高別藏數表……………二六三

第四十三表 清酒賣上代金回收表……………二六八

第四十四表 三大都市に於ける酒類業者表……………二七六

第四十五表 三大都市酒類商組合に於ける販賣石數販賣價額及組

合員數累年比較表……………二八〇

第四十六表 三大都市に於ける清酒小賣商異動表……………二八四

第四十七表 大阪に於ける中位の販賣力を有する酒小賣商一箇月の收支見積表……………二八七

第四十八表 銘酒の小賣口錢表……………二九〇

第四十九表 麥酒の小賣口錢表……………二九一

第五十表 灘五郷清酒樽詰瓶詰販賣高表……………二九五

第五十一表 地廻清酒一石當り價格全國比較表……………二九六

第五十二表 地廻清酒一石當り全國平均價格表……………三〇一

第五十三表 灘酒生産地價格表……………三〇三

第五十四表 地方酒第二標準産地相場異動表……………三〇六

第五十五表 日本銀行の東京物價調に於ける酒價指數表……………三〇八

第五十六表 大阪に於ける清酒卸賣價格表……………三一〇

第五十七表 京都に於ける清酒卸賣價格表……………三一二

第五十八表 東京に於ける清酒卸賣價格表……………三三三

第五十九表 東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(丙辰會調査)……………三三六

第六十表 東京積酒價變動統計表……………三三七

第六十一表 阪神市場に於ける酒價變動統計表……………三三一

第六十二表 日本銀行の東京小賣相場調に於ける酒價指數表……………三三三

第六十三表 東京大阪京都に於ける清酒小賣價格表……………三三四

第六十四表 大阪に於ける銘酒小賣建値異動表……………三三六

第六十五表 清酒樹賣價格改定表……………三三九

第六十六表 四十六都市に於ける地廻清酒一石當り價格表……………三四六

第六十七表 地方酒第二標準產地相場變動累年比較表……………三四六

第六十八表 清酒の卸賣價格及小賣價格の變動比較表……………三四七

第六十九表 酒價指數と酒税との關係比較表……………三五一

第七十表 清酒供給高の變動比較表……………三七一

圖表

我國財政の季節的變動

第一圖表 一般會計及び財政全體の歲入歲出對照表……………三〇一頁

第二圖表 歲入歲出の連鎖指數表……………四二一四三

第三圖表 歲入歲出の季節的變動の指數表……………四四一四五

第四圖表 租稅收入の季節的變動の指數表……………七六一七七

酒税の轉嫁を論ず

第一圖表 酒價の變動と清酒税との比較對照表……………一八六一一八七

第二圖表 清酒税立替の期間比較表……………二〇二一〇四

第三圖表 清酒庫出高地方別比較表……………二一六一二一七

第四圖表 清酒税に於ける納稅額と推定擔稅額との地方……………二五

別比較表大正十三酒造年度……………三〇—三三

第五圖表 東京積出清酒の賣捌値段、原價及び純益比較表……………三五—三七

第六圖表 灘五郷に於ける一藏當り清酒製成高と一免許人當り清酒製成高との比較表……………三六—三五

第七圖表 地方酒第二標準産地相場と清酒税との關係比較表……………三六—三五

第八圖表 酒價の卸賣指數と小賣指數との關係比較表……………三七—三七

緒言



緒言

我國に於ける財政學の研究が、其分量について見るも又其内容について見るも、最近急速の進歩を遂ぐるに至つた事は、其道に志す一人として私の大に喜ぶ所である。拙著「日本財政の特殊問題」なるものは、この學界の趨勢に刺戟せられて生れ出た産物である。

財政學の研究態度は大體之を二つに分つ事が出来る。財政學全般にわたり大なる體系を建設せんと努力する行き方と、特殊問題の研究の中に財政學的なるものを發見せんとする立場とが此である。思ふに體系の建設は、財政學研究の出發點たると共にその終局點であるから、此が完成には充分の時間と充分の實力とを必要とするのである。而も體系の形式を整へる必要上、や

やもすれば學問上の興味薄き所にも低徊し又學問上可なり重要な箇所をも看過し、所謂プログラム倒れの弊に陥る虞がないでもない。之に對し、特殊問題の研究なるものは針て井戸を掘る進み方であるから研究の規模が極めて狭きを免れない、然し特殊問題も、その扱ひ方如何によつては、財政學の大體系を其中に含蓄する事も必ずしも不可能でない。要するに、この二つの研究態度は本質的にその何れが優り何れが劣れりとは云ひ得ない、只現在の私としては自己の有する實力を顧みて特殊問題を研究するの道を選んだのである。

財政學の特殊問題を研究するにしても、種々の研究方法が考へ得られる。財政學の理念を探ねて其基礎觀念を明かにし以て常識的の財政學に學的的地位を賦與せんとするのも一方法である。同時に、財政學の a priori の如き問題は財政學以上のものとして其解決を専門家の手に委ね、それよりも或時代の或社會の財政が如何なる特質をなせるやを専ら研究する方法が存在し得るのである。茲に私の所謂「日本財政の特殊問題」なるものは現代に於ける日本

財政の特質を研究せんとするのである。

現代に於ける日本の財政を研究對象とするに當り、私は主として統計的研究方法を用ひたのである。他の學問に於ても同様であるが、特に財政學に於ては「財政緊縮」とか「租税誅求」とかの標語、「大に」「消極的」の如き形容詞が用ひられる事が多い。然し、かゝる抽象的の修辭に代ゆるに、幾億圓とか幾パーセントとかの實在の數字を以てする事も必ずしも不可でない、而して私は努めて後の道についたのであつた。かくて Moll¹⁾ 教授が理論的根據を與へ Meisel²⁾ 教授が英獨二國の所得税に於て實現したる財政學の統計的研究を、私は我國の財政について志したのである。然し統計的研究方法なるものは、やゝもすれば濫用せられ易きものであつて、かの「如何なる議論にても統計にて糊塗し得ざるものなし」三大虚言の一は統計的虚言なり³⁾の言葉の示すが如く、結論を證明するに都合なる數字を製造する事も決して絶無なりと云ひ得ないのである。本書に於ては此點を充分に顧慮し、苟も統計數字を引用する以上は必ず其出所を明記し、統計的解析を進むるに際しては必ず其経路を指示したのである。

1) Moll; Problem der Finanzwissenschaft S. 10-17

2) Meisel; Britische und Deutsche Einkommensteuer

であつた、只恐れるのは、其程度が過ぎて或は讀者に繁雜の感を起さしめはしないかの點である。次に私が日本財政を研究對象に用ひたのは、本來國際的なるべき學問の世界に強ひて排外的なる愛郷心を培はんとしたのでは決してない。實は、西洋の學者の唱へてゐる財政學なるものが、多分にその祖國の社會の實狀に支配せられてゐるのを發見したからである、これ財政學の如き社會科學を研究するに當つては、其社會につき充分の理解ある事を必要とするから従つて祖國の影響の及ぶのは學問の性質上當然の結果である。もし西洋の學者と形式的に同様なる財政學を建設せんとせば、少くとも彼等と同じ程度に西洋諸國の財政事情に通じ同じ程度に此を消化してゐる必要がある、而して此事は現在の私にとつては全くの不可能事である。かのドーズ案作製に際し、獨逸の財政を研究する爲めに各國の専門家が嘗めた苦しき經驗は恰も此の事實を物語つてゐるではないか。之に反し日本財政を研究對象とする場合には、私は研究の上に於て極めて便宜な立場にある、財政學の研究に必要な材料は容易に之を手にし得べく、此等の材料につきもし些の疑點

ありとするも直に局に當る人につき親しく且つ正確に其示教を仰ぐ事が出来るのである。これ日本人たる私の有する學問的特權である。参考書の引用に際し、出來得る限り日本人が日本語にて書きし書物に據りしが如き、全く此精神に出でゐる。かくて私は日本財政の統計的研究を企てたのである。

本書題して「日本財政の特殊問題」と云ふも、收むる所は僅かに「我國財政の季節的變動」と酒税の轉嫁を論ずとの二に過ぎず、従つて私の研究の大部分は之を將來の展開に期せねばならぬ實狀にある。然しこの二問題は何れも財政學上重要なを失はないのである。前者、我國財政の季節的變動は官房學と財政學との交渉點に觸れ、後者、酒税の轉嫁を論ずは財政學と國民經濟學との接觸點を扱つたのである。財政學研究に關する私の態度を明かにする爲めに、私が二論文により企圖したる諸點を以下簡單に示して置く。

「我國財政の季節的變動」は歲計論をその研究の對象としてゐる。由來歲計論なるものは財政學の形式的方面を代表し従つて此が研究の多くは、憲

法、會計法及び會計規則等との關係に於てのみ試みられたのである。云はゞ財政學の傍流の地位を占むるに止まつてゐたのである。翻つて考ふるに、歲計論に於ては、かゝる形式的方面の研究以外に、尙開拓すべき充分なる餘地が存してゐるのである。かの歲計の數字は、他の經濟現象の或物について往々現はるゝ數字と異り、頭の中にて推測したるものにあらずして帳簿上正確に算出せられたる實在の數字である。而も國家歲計の統計たるや、個人的の利害關係により左右せらるゝ私人統計にあらずして、統計學上重んぜらるゝ官廳統計である。これ歲計論に於て形式的法理の研究以外に統計的研究を施す餘地ありとなす所以である。更に國家の歲計は、その扱ふ金額の巨大なる點よりするも又強制共同經濟の資格に於て臨む點よりするも、國民經濟の上に絶大なる力を揮ふのである。これ歲計論を國民經濟學と關連して研究する必要がある所以である。「我國財政の季節的變動は我國の歲計を國民經濟學と關連して研究し且つ統計的研究方法を採用した點に其特色を求むべきである。

全篇分ちて四章とした。第一章「研究方法」に於ては、此種の問題に關する各種の研究方法を比較し、結局 Persons 教授が景氣變動の季節的觀察に用ひてゐる連鎖比較法 (Link relative Method) によつて我國財政の季節的變動を明かにしたのである。第二章「歳入及び歳出の季節的變動」にては、一般會計の歳入歳出の季節的變動を算定し、兩者の型を比較し其關係に及んだのである。第三章「租稅收入の季節的變動」に於ては、租稅收入につき連鎖比較法を施し其型を研究した、第三章は更に四節に分れてゐる、第一節にて問題を限定し其研究方法を示し、第二節には租稅收入全體の見積の季節的變動、第三節及び第四節に於ては、租稅收入全體の實績の季節的變動の外に地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅及び關稅の各租稅收入について實績の季節的變動を明かにし各種の型を確めたのである。第四章「結論」は第二章及第三章に於ける研究の結果をまとめ我國財政全體に通ずる一種の季節的變動の型を導いたものである。統計表は全部で十八であるが、これが本論文の數字的根據である。

要するに、歳出が各月に平均的に分配せられてゐるのに租税の納期が年度始めに薄い結果として、金庫不足が生じ大藏省證券の發行を必要とするのは、我國財政に於ける季節的變動の顯著なる型であつて、苟も我國の財政を研究する人の等しく承認してゐる所である。然し從來の議論たる、凡て「大」とか「小」とかの文字で示され、その數量は明かにせられなかつたのである。抽象的の形容詞にかゆるに私は幾億圓とか幾パーセントとかの具體數字を用ひたのであつた。從來専ら法律論のみが行はれてゐた歲計論に統計的研究方法を施し、大正三年度乃至大正十四年度の最近十二年間の我國財政の型を季節的變動を通じて觀察せんとしたのである。而して私は「我國財政の季節的變動」を次の指數十二ヶ月間の指數全體の算術平均を一〇〇として算定して示さんとするのである。

本年四月	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	織物消費稅	關稅	租稅收入合計	歲計入	歲計出
五月	一〇三	三三	一	二	九	九	九	一〇	三・三	八・九
四月	一〇三	三三	一	二	九	九	九	一〇	三・三	八・九

翌年三月	二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月
二〇四	一三四	二〇〇	一八三	一七九	一五八	一三三	一五三
二〇	二二	九	一七	二〇	二七	三三	四〇
二	二	六	四	二	二	七	二
二四七	二四六	二四	三	一四	一九	二二	二七
六	九	一〇	一〇	一〇	一〇	九	六
二	一〇〇	一〇	一〇	九	九	一〇	一〇
一〇	一〇〇	九	一〇	一〇	一〇	九	六
一	一	九	九	一	一	一	一
一四・七	一〇・九	六・四	七・四	六・四	三・六	三・六	三・六
二一・〇	九・四	三・九	一〇・三	六・四	八・六	九・三	一五・五

「酒税の轉嫁を論ず」は、財政學の本流たる租税論而も其租税論の重要問題たる租税轉嫁論を扱つた點に於て、我國財政の季節的變動と全く趣を異にしてゐる。租税轉嫁論は、凡ての財政學者が最も力を入れて論じたる問題であるから、その理論的方面は殆んど研究し盡され、將來に於ても餘り大なる展開を豫期し難き有様である。然し、その實證的研究に至つては、國を異にし租税の種類を異にするに従ひ、研究の範圍が無限に擴つて行くのである。我國の酒税、それは我國財政の玉手箱と呼ばれてゐる程我國財政にと

つては重要な収入源である。この酒税特に清酒の造石税が如何に轉嫁して行くかにつき統計的研究を施したるが、拙稿「酒税の轉嫁を論ず」である。第一章「租税の轉嫁の研究」に於て、所謂租税轉嫁の統計的研究に二種あり、其一は或租税の轉嫁する事を前提として此が轉嫁の結果を統計的に調べるのであり、其二は或租税が轉嫁するや否や、果して轉嫁するとせば其態様如何を研究するのである事を説いた。Engel, Lassalle, Neumann, Mombert, Gerloff, は前者に屬し私の研究は Conrad, Schanz, Laspeyres 等と共に後者に屬してゐるのである。第二章「我國酒税の内容」は、その轉嫁が問題とせられてゐる我國の酒税が如何なる特質を有してゐるかを明かにしたのである。第二章は、更に「清酒庫出税と租税の立替」と「税率の問題」との二節に分れる。酒税は等級なき従量税なるが故に、累進税及び従價税の採用せらるゝ他の間接消費税と異り、轉嫁の上に於ても清酒の種類、造石の多少、物價の變動に基き獨特の影響を受くるのである。尙税率に關連して酒税に特有なる滓引減量の制度のある事を忘れてはならぬ。更に酒税が造石税にして納期が四

期に分れてゐる結果、庫出税と異なりたる影響を轉嫁の方面にも示すのである。第三章「酒税轉嫁の諸過程」にては、かくの如き性質を有する酒税が納税者たる酒造家より擔税指定者たる消費者に轉嫁するに如何なる経路を辿るかを示したのである。第三章は更に分れて四節となる。第一節にては先づ酒税負擔の地方別研究を試み、更に酒税轉嫁の當事者を明かにしたのである。第二節「酒税の轉嫁と生産過程」は、轉嫁の諸過程の第一歩たる醸造家の生産過程に於て、酒税の轉嫁が如何に行はるゝかを清酒の原價計算を中心として論じ、併せて清酒醸造業集中の趨勢の根本原因に及んだのである。第二節「酒税の轉嫁と流通過程」は、轉嫁の過程の第二たる流通過程に於て酒税が如何なる轉嫁の過程をとるか、清酒が酒造家の手を離れ問屋仲買人をへて小賣商に入り最後に消費者にうつる順序を追ひ調べたものである。第四節「酒價より見たる酒税の轉嫁」は、第二節の生産過程と第三節の流通過程とに於ける轉嫁の事情を清酒の小賣價格と卸賣價格とを中心とし種々の方面より研究したのである。最後に第四章「酒税轉嫁の意味」に

於て、結論として我國酒税の轉嫁の特徴をあげたのである。數字表は全部にて七十に上り、何れも本論文に缺く可からざるものであり、且つ將來の研究者にも参考せらるべきものである。

從來租税轉嫁の統計的研究と云へば無條件に凡てが同一範疇に屬するものゝ如く解釋せられてゐたのであるが、それには Engel 以下の社會的原則を主とする研究と、Conrad 以下の經濟的原則を主とする研究との二つが混合せられてゐるのである。而して私は經濟的原則を主として、我國酒税の轉嫁を統計的に研究したのであつた。思ふに我國酒税の轉嫁は、凡ての間接消費税に共通せる事情に影響せらるると共に、我國酒税の内容及び我國特殊の經濟事情に支配せられてゐるのである。従つて Conrad, Schanz, Laspeyres, 等の研究方法とは異りたる研究方法を採用する事により、始めて問題の眞意味を明かにする事が出来る。我國酒税の内容としては等級なき従量税なる事と四期分納の造石税なる事が重要である。等級なき従量税なる結果は、上等酒に至る程實質的税率が低くなり、又酒價の騰落ある毎に實質

的税率が逆に上下する譯である。更に四期分納の造石税たる事は、倉出時期を異にするに従ひ租税の立替の上に於て各地方に異なる影響を與へてゐる。此等の、我が酒税に獨特なる内容が、酒税の轉嫁の上に影響を與へる事のあるのは云ふ迄もない。次に我國特殊の經濟事情として、清酒なる商品の特殊性及び之を取扱ふ人の非合理性の影響をあぐべく、其結果として轉嫁關係が一層複雑となつて來るのである。而して納税者と擔税指定者とが隣接してゐる單純なる轉嫁と、酒税の如く納税者と擔税指定者との間に幾多の仲人 (Vermittler) を含む更轉 (Weiterwälzung) との間には、當事者の數の單複と云ふ量的區別以外に更に重大なる本質的の差異が存するのである。酒税は凡ての點に於て日本の色彩濃き租税である。酒税轉嫁の統計的研究を試みる事により、財政現象の底を流るゝ非合理性を明かにし、同時に單純なる轉嫁と更轉との間に存する質的の區別を立てたのである。以上私の立場を明かにしたのである。本書收むる二論文は、その種類は異つてゐるが研究方法に至つては一貫したる態度を以つて進んだのである。

若し夫れ本論文が私の自ら期待したる結果を收め得たるや否やは私の知らざる所である。

本書はその性質上、西洋諸國の財政學者の研究以外に、幾多の我國財政學者の勞作に負ふ所が大である。特に公私の實務家より親しく受けし示教が如何に有益なりしかは現はすに言葉が無い程である。時間と仕事を犠牲にして充分の援助を與へ本書の完成に盡力せられし先輩友人の諸氏に對し、私は衷心の謝意を示すのである。

我國財政の季節的變動

第一章 緒言

第一節 問題の意味

凡そ國家の財政は、政治上及び行政上の理由に基き、原則として一會計年度がその單位に定められてゐる。然し、これは寧ろ形式上の便宜の問題であつて、實質上は之と異つてゐる。即ち、今日の財政は昨日の財政の連続であり、明日の財政は今日の連続であつて、財政の連続性なるものが實質上に存してゐるのである。此意味に於ては、形式的なる會計年度の區分なるものは左程重要ではない。我國の財政に就て見るに、我國の會計法¹⁾は、毎年四月一日を始期とし、翌年三月三十一日を終期とする會計年度を單位に採用してゐる。故に形式的に云へば、大正十五年三月三十一日の我國財政は會計年度大正十四年度に屬し、大正十五年四月一日の我國財政は會計年度大正十五年度に屬し、兩者は没交渉なるが如くである。然れども、之を實質的に觀察すれば、大正十五

1) 會計法第一條「政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」

年四月一日の我國財政は大正十五年三月三十一日の我國財政を離れて考へ得られず、茲に會計年度に拘束せられざる我國財政の連續性なるものを考へ得られるのである。

我國財政が、形式的なる會計年度の區分より離れて、實質的連續性を以て變遷してゐるとせば、時の函數としての我國財政の種々の變遷を考へる事が出来る。Professor Warren M. Parsons の言葉を藉りて云へば、我國の財政につき、一、*A long time tendency or secular trend.* 二、*A wave-like or cyclical fluctuation* 三、*A seasonal fluctuation within the year.* 四、*residual variations due to momentous occurrences.* を研究し得る譯である。我國財政の *secular trend* については經費膨脹の法則の適例として已に論じ盡され、我國財政の *cyclical fluctuation* 及び *residual variations* の問題に關しては、約十箇年の幅を以て周期的に起りし日清戦争、日露戦争、世界大戦と關連して研究せられてゐるから、今更繰り返す必要もあるまい。只我國財政の *seasonal fluctuation* に至つては、從來論ぜらるべくして論ぜられなかつた重要問題であるから、茲には専ら此の方面に研究を進めるのである。

2) *Indices of Business Conditions* P. 8.

我國財政の季節的變動を研究するに當り、私の重心とする所は、我國財政の歳入と歳出との均衡が季節的にどんなに變動してゐるかと云ふ問題である。凡そ歳入歳出の均衡は、實質的均衡と形式的均衡とに分つ事が出来る。或る會計年度の歳入全體と其會計年度の歳出全體との關係如何により、剩餘金の問題、經常不足、臨時不足の問題を生ずるのである。歳入歳出の實質的均衡として論ぜられてゐるのが、これであつて、*secular trend* の問題に屬してゐる。*seasonal fluctuation* としては寧ろ形式的均衡の場合を扱ふのである。歳入歳出の形式的均衡としては、一會計年度全體を通じての歳入歳出を論ずるのでなくして、一會計年度の進行する途中に於ける収入支出の均衡を問題とするのである。たとへ歳入と歳出とが會計年度の終に於て結局一致する事ありとするも、會計年度の進行中に於て兩者に大小の差異あり、従つて過剰を生じ又は不足を來たす事を考へ得られるのである。我國財政の季節的變動として私の茲に扱はんとするのは、この形式的均衡の問題である。

第二節 研究方法

我國財政の季節的變動を研究するに當り、其方法を次の四つに分ち説明を加へる。調査主體と調査客體と調査期間と整理方法とがこれである。

我國財政の季節的變動を研究すると云ふ以上は、第一に我國財政の如何なる方面を捕ふるかを明かにせねばならぬ。調査主體の問題がこれである。我國の財政は歳入と歳出との二つに分れ、歳入歳出共に經常部及び臨時部に細分せられてゐる。茲には、研究の目的上、調査主體を歳入と歳出と、更に歳入經常部の代表者たる租稅收入との三つに限定したのである。

調査客體は、季節的變動であるから、先づ其の意義を明かにせねばならぬ。財政の時間的單位は國により其内容を異にし、其の始期は一月一日、四月一日、又は七月一日等にして、更に其の長さは半年、一年又は二年等である。會計年度と云ふのはこの財政の時間的單位の事を指すのである。我國の會計年度は四月一日を始期として一箇年繼續してゐるから、我國財政の季節的變動を

3) 神戸博士：財政學要論 49—53頁

調べるに當つては、この會計年度を根據とせねばならぬ。次に考ふべきは、今年四月一日から翌年三月三十一日迄の一會計年度に於ける季節的變動を明かにするに際し、如何なる標準を採るかの問題である。一日を標準とするもの、一週を採るもの、十日、半月、一箇月、四半期を標準に求めるもの等、種々の方法が考へ得られるが、私は一箇月を季節的變動の標準に定めたのである。これが歳入歳出現計が一箇月を標準として發表せられてゐる結果である。要するに、今年四月一日に始まり來年三月三十一日に終る會計年度を單位とし、その毎月の季節的變動を調査客體としたのである。

第三は調査期間である。調査期間を如何に定めるかと云ふ事は、研究の目的によつても異つてくるが、又材料が整つてゐるかどうかによつても左右せられるのである。由來、財政に關する事項の多くは、所謂「秘」に屬し、現に我國財政の季節的變動を研究するに際しても、官報に示されたる數字のみが我等の利用し得る唯一の材料なりと云ふ有様である。然るに、我國財政の季節的變動の測定に必要な歳入歳出現計の數字なるものは、大正三年度より漸く整

ひ來つたに過ぎない。故に調査期間としては、大正三年度より始まり大正十四年度に至る迄の十二箇年間を採用したのである。

第四は整理方法である。季節的變動を算定するには、從來種々の方法が講ぜられてゐる。最も簡單なる方法として前年の季節的變動が其儘に採用せられてゐるが、前年必ずしも正常の年にあらず、茲に數年の事情を顧慮する其以外の方法が考へられるのである。即ち數年間の毎月數字を材料としたる

第一、各月につき實數の移動平均を採り、それを指數に換算する方法

第二、或る一定の實數を基準として毎年の實數を指數に改め、各月に就きその指數の移動平均を計算する方法

第三、連鎖比較法(Link relative method)

の三つが主なるものである。第一の實數の移動平均の方法は、嘗て私が日本銀行兌換銀行券發行高の季節的變動⁴⁾に於て用ひたる方法である。簡單にして且つ實數に即してゐる點はその長所であるが、租稅收入の特に大なる年又は特に小なる年、或は偶發的事件の勃發せし際に其等の影響を受けざるを得

ないのは、缺點と云はねばならぬ。第二の方法によると、特定の年に於ける特異の影響を避ける事が出来るが、基準の月が異常なる際にはそれが爲めに季節的變動が紊されざるを得ないのである。第三の連鎖比較法は、此二つの意味に於て比較的無難であるから、季節的變動を算定する代表的の方法として最近内外の統計書⁵⁾に紹介せられてゐるのである。

連鎖比較法なるものは、元來ハーバード大學のパーゾンス教授(Professor William M. Persons)によつて、Review of Economic Statistics 1919 中に採用せられたる方法である。⁶⁾此方法は、相對數を採用する事によつて、第一の實數の移動平均の方法の短所を避け、更に基準を常に一箇月前に置く事によつて、一定の基準による指數の移動平均の方法の缺點を緩和してゐるのである。其手續は二つに分れる。第一の手續として、今月の數字が前月の數字に對して如何なる割合にありやを各月に就いて算定する。かくして得たる連鎖指數の代表的なものとして、各月の數字の中位數を採用するのである。此場合に、並み數算術平均、幾何平均を算定する事も考へ得られるのであるが、此等各種の平均の凡

5) 小倉博士：統計的研究法 227頁 Jerome: Statistical Method P. 239—246
6) Indices of Business Conditions P. 18—31

4) 拙著：經濟統計研究 330—336頁
拙稿：國庫預金制度と兌換券發行高との關係
(經濟論叢第二十四卷 190—201頁)

てを却けて中位數を用ひたる所に、パーゾンス教授の連鎖比較法の重大なる特徴が存してゐる。第二の手續として、この連鎖指數に連續性を與へるのである。凡そ連鎖指數なるものは、單に今月と前月との關係を傳ふるに止まるものであるから、長期間に一貫したる變化を明かにする爲めには、出發點—例へば一月—を一〇〇として換算を加へる必要がある。更に季節的變動以外の分子を除く爲めには、プラス又はマイナスの開きを各月に分配して修正指數を作らねばならぬ。而して最後の仕上げとして、その修正指數をば一箇年の算術平均を一〇〇とする季節的變動指數に書き改めるのである。連鎖比較法の大きな特徴としては、第二の手續に於けるプラス又はマイナスの開きを消去する事が擧げられてゐる。然しこの開きなるものは、第一の手續に於て幾何平均を探らず中位數によつた所から生れてゐるのであるから、方法論としては第二の手續よりも寧ろ第一の手續を研究する必要がある。

本研究に於ては、通常用ひらるゝ簡便法はもとより之を探らず、第一第二の移動平均法にもよらず、専ら第三の連鎖比較法に基きて、我國財政の季節的變動を研究したのである。

調査主體、調査客體、調査期間及び整理方法を以上の如く限定して、我國財政の季節的變動の研究を試みたのである。調査主體の所にて述べたるが如く、先づ我國の歳入歳出の季節的變動を扱ひ、次に租稅收入の季節的變動に移る順序をとる。

第二章 歳入歳出の季節的變動

第一節 一般會計に限定

我國の歳入歳出の季節的變動を扱ふに當り最も注意すべき事實は、我國が獨特の會計制度を採用してゐる事である。我國の財政は、一つの一般會計と三十餘の特別會計とより成り、而も一般會計と特別會計との關係が、或は全部又は一部重複する事あり、或は全く獨立せる事あり、その場合場合に應じ種々の異なる様式をとつてゐるのである。従て一般會計の歳入歳出の數字のみを以てしては、我國財政全體の歳入歳出を示すに足らず、又一般會計及び特別會計の合計數字を以てしては、我國財政の歳入歳出を示すに過大となるのである。小川博士⁷⁾が我國財政全部の歳入歳出の數字を算定するの必要を主張し、且つ大正十年度豫算につき實行せられし以來、太田博士⁸⁾及び實業同志會が新數字を算定し、遂に大藏省主計局が大正十四年度及び大正十五年度豫算に就

7) 小川博士；大正十年度の豫算を讀む（經濟論叢第十一卷227頁以下）

8) 太田博士；國民豫算論32頁

き其數字を計算し發表するの運びに至つたのである。一般會計のみの歳入歳出の數字と我國財政全體の歳入歳出の數字とを對照すると、次の結果を得る事が出来る。

第一表 一般會計及び財政全體の歳入歳出對照表
(イ) 歳入の部 (單位千圓)

會計年度	一般會計	財政全體	
		小川博士	太田博士
大正元年	五三,〇四〇		八五,〇四三
大正二年	五五,四二六		九四,六三三
大正三年	六七,一七五		九〇,〇〇〇
大正四年	七七,六六六		九〇,〇四七
大正五年	六〇,〇三六		八〇,〇三三
大正六年	七〇,〇三三		一〇〇,〇〇〇
大正七年	七〇,〇三三		一一〇,〇〇〇
大正八年	一〇〇,〇〇〇		一二〇,〇〇〇
大正九年	一三六,二八三	三,〇〇〇,〇〇〇	二,五六,一〇三
大正十年	一五二,二六六		二,九六,一〇三
大正十一年	一,〇〇〇,〇〇〇		二,九〇,〇〇〇

(ロ) 歳出の部 (單位千圓)

大正十二年	一,三六九,三三三		三,四八,六六七
大正十三年	一,六四四,二八四		三,四四,〇〇〇
大正十四年	一,五〇〇,四三三	三,〇〇〇,〇〇〇	
大正十五年	一,三九三,三三三		
大正十六年	一,七〇〇,〇〇〇		

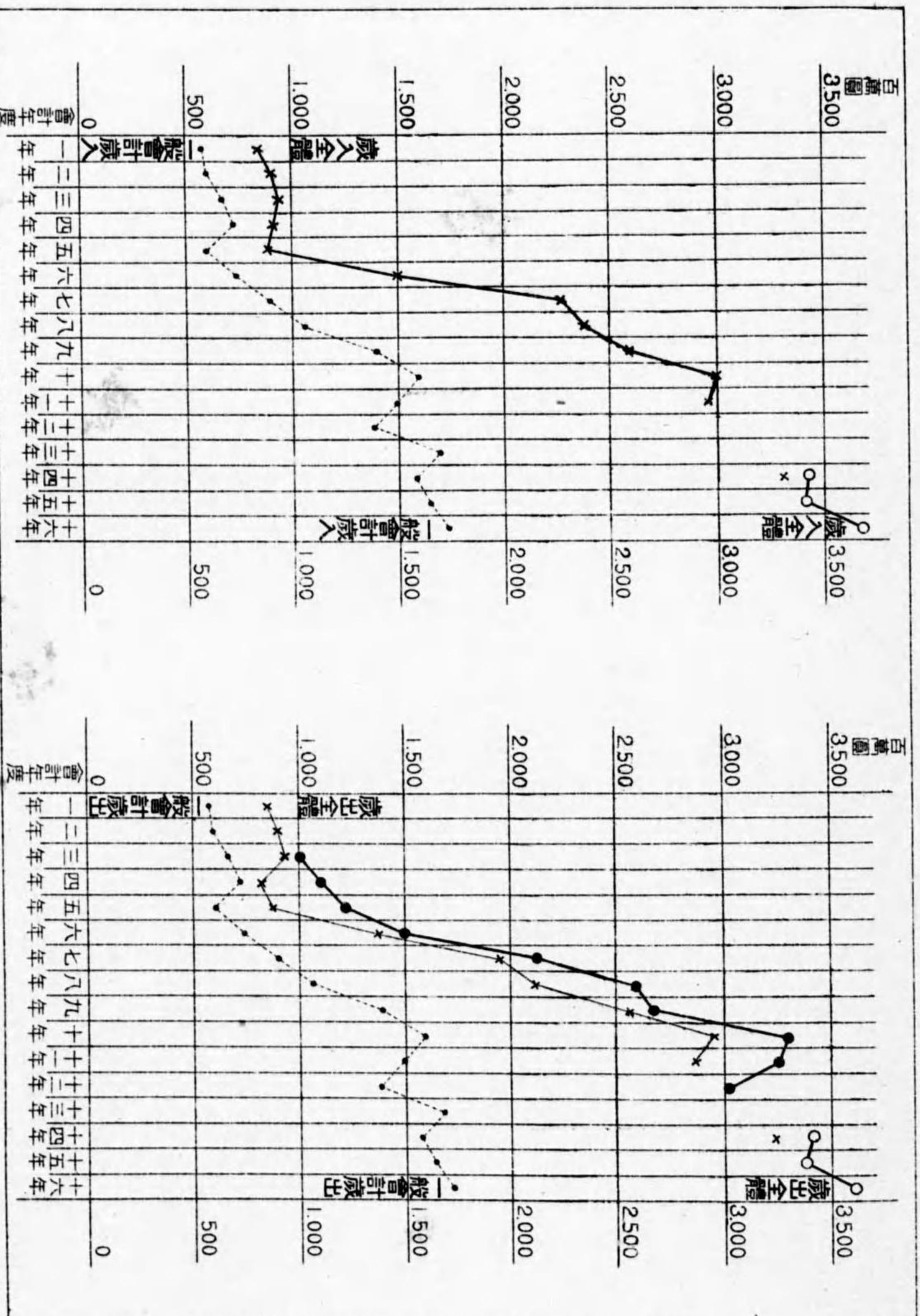
會計年度	一般會計	財政全體		
		小川博士	太田博士	大藏省主計局 實業同志會
大正元年	五三,〇四〇		八六,八二五	
大正二年	五五,四二六		九三,八七五	
大正三年	六七,一七五		九三,七〇〇	
大正四年	七七,六六六		八六,九〇〇	
大正五年	六〇,〇三六		八三,二七〇	
大正六年	七〇,〇三三		一,〇〇,〇〇〇	
大正七年	七〇,〇三三		一,〇〇,〇〇〇	
大正八年	一〇〇,〇〇〇		一,〇〇,〇〇〇	
大正九年	一三六,二八三	二,九六六,八二四	二,三〇,〇〇〇	
大正十年	一五二,二六六		二,九六,一〇三	
大正十一年	一,〇〇〇,〇〇〇		二,九〇,〇〇〇	

大正十二年	一、三九、三三三			三、〇三、三六四
大正十三年	一、六四、二八四			
大正十四年	一、六〇、四三三	三、二六、〇〇五	三、四〇、一五五	
大正十五年	一、六九、六三三		三、三六、九八三	
大正十六年	？			

我國財政全體の歳入歳出の數字を算定するに當り、一般會計豫算と特別會計豫算とを如何に結びつけるかによつて、小川博士、太田博士、大藏省主計局及び實業同志會の四種の數字は各々異りたる結果を示してゐる。然し、財政全體の數字が一般會計豫算の數字の二倍内外を占めてゐる事は何れの調査に於ても共通の現象である。既に大正十五年度の大藏省主計局の調査に就いて云へば、我國財政全體の歳入歳出は約三十四億圓の數字を示し、従つて一般會計として掲げられてゐる約十六億圓の數字は我國財政全體の半分にも及ばないのである。

然るに我國財政の實績を研究するに必要な唯一の材料たる主計簿には、單に一般會計の報告のみが掲げられ、一般會計と他の特別會計との關係如何

第一圖表 一般會計及び財政全體の歳入歳出對照表



に就いては何等の材料をも發表せられてゐないのである。従つて我國財政全體の歳入歳出の實績を毎月算出するが如きは、全くの不可能事である。

私の研究せんとする我國財政の季節的變動も、遺憾ながら一般會計の歳入歳出の季節的變動の研究に止まり、我國財政全體には及んでゐないのである。

第二節 主計簿の數字の利用

主計簿に現はれてゐる一般會計の歳入歳出現計は、官報の彙報の財政の部に毎月發表せられてゐる。私は官報に發表せられたる數字を基礎として研究を進めたのである。主計簿の歳入歳出現計に基き、今月末の數字を調べ之を前月末の數字と比較すると、今月中の歳入歳出の内容を明かにする事が出来る。大正十四年度の歳計に例をとり、計算方法を説明すると、次の如くである。

第二表 大正十四年度歳計月別表

月末の現計	歳		月中の歳計	歳	
	入	出		入	出
大正十四年五月末	千円 五五,三二一	千円 二四,八七六	大正十四年五月	千円 五五,三二一	千円 二四,八七六
六月末	一〇九,六六五	三三,五〇四	六月	千円 四九,六四四	千円 一〇,〇六六
七月末	一八四,三六一	三五,三四三	七月	千円 七四,三九六	千円 一〇,〇七六
八月末	三三三,四三三	四九,六二七	八月	千円 一六八,〇三二	千円 一三,三七五
九月末	四二二,一四七	六〇,五七〇	九月	千円 六八,七三三	千円 一三,八八〇
十月末	一,〇〇九,七〇三	六四,六五九	十月	千円 五八,八二六	千円 八九,一三三

大正十五年一月末	歳		大正十五年一月	歳	
	入	出		入	出
十一月末	一,一三二,八〇二	七九,四九二	十一月	千円 一三,八二八	千円 一〇〇,八三三
十二月末	一,三三三,一九七	九六,一九九	十二月	千円 一〇三,三九六	千円 一三〇,〇六八
大正十五年一月末	一,三六八,九三六	一〇七,三四四	大正十五年一月	千円 一三三,三九六	千円 一三〇,〇四三
二月末	一,四三三,〇七七	一,一七一,三三七	二月	千円 八六,一七二	千円 九八,八三三
三月末	一,五九二,二二五	一,二八五,四三三	三月	千円 一四四,〇二八	千円 一三三,九八八
四月末	一,七四四,六五五	一,四四七,七六六	四月	千円 一八五,四三〇	千円 二九,三九一

第二表にて試みた手續を大正三年度より大正十四年度まで繰り返して行ひ、第三表を得たのである。最近十二年間に於ける歳入歳出の状況は、第三表にて窺ふ事が出来る。

第三表 最近十二年間の歳計月別表

(イ) 歳入 (單位千圓)

本年	月											
	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一	二	三	四
大正三年度	三〇,〇八〇	三四,二四四	四一,四三三	四八,三三三	三六,三三三	二七,七九〇	四三,七七七	三六,〇三三	三六,八八九	三六,〇三五	三六,四九九	三六,八三三
大正四年度	一五,四四二	一九,三四八	二六,四四五	三五,〇〇〇	二四,三四九	二五,四四五	四三,六九〇	四三,一〇一	三六,三六八	三三,三六	三三,三六	三三,三六
大正五年度	一八,一七〇	三二,九三三	三六,一九七	四一,八四二	二七,一七二	二五,四〇〇	三六,三五五	四七,九七七	四三,八三三	四三,四三三	三〇,〇六六	三六,八三〇
大正六年度	三三,六三三	四〇,五七六	四三,六三三	四六,〇六六	四三,五三三	三三,七九八	八五,〇六五	六六,三三三	六六,五五五	六六,六六六	六六,五五五	六六,五五五
大正七年度	三〇,八三〇	三六,六三三	四一,五七七	四八,九六六	四三,八三三	四三,三三三	三三,一〇五	三三,四九九	三三,一〇五	三三,一〇五	三三,一〇五	三三,一〇五

年度	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年	二月	三月	四月
大正八年度	三、六九七	三、七五五	六、四四五	九、七〇七	六、二一五	五、〇〇〇	二、九八六	八、三三三	一、九七五	九、六六一	二、八〇七	一、七二六
大正九年度	三、六三三	四、二七七	五、八六九	二、七九六	五、七〇〇	七、〇〇〇	二、四四五	八、七八三	二、一六五	六、八〇三	二、九八六	一、七五八
大正十年度	三、一三四	四、一〇七	六、六七八	一〇〇、九二二	八〇、五七七	七、〇〇〇	二、八四五	九、五九三	三、三三三	八〇、五四四	三、七〇〇	一、九四〇
大正十一年度	四、八四四	五、九三三	9)	9)	六、五七七	六、四三三	二、九三〇	一〇〇、四八四	二、七三六	八、八六八	四、一〇三	二、四六四
大正十二年度	四、〇〇三	六、〇四〇	三、五〇〇	三、五三三	五、〇六五	三、四三三	八、〇五五	七、八七四	一、〇七四	八、〇八八	四、八四一	二、四六四
大正十三年度	四、〇三〇	六、八七三	六、五五六	三、六〇七	六、九六二	二、六七三	三、二四七	六、七四九	一、〇七五	七、〇〇〇	四、八四一	二、四六四
大正十四年度	五、三二一	五、六五四	七、三六六	二、六八〇	六、七三三	五、八八六	三、二八八	一〇三、三九六	一、三三九	六、一七二	二、四〇一	一、八五四

(口) 歳 出 (單位千圓)

年度	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年	二月	三月	四月
大正三年度	七四、四三三	三六、九五五	四八、三六七	七、三三九	三三、九七五	二五、六三三	九、八三三	三三、四四四	三三、〇七七	四七、〇二四	七、九九二	三、四八二
大正四年度	三三、四四四	三六、七三三	六、五三四	四、四〇八	四、二二二	三、〇〇八	三、九六五	五、三九七	三、〇七七	三、三〇八	四、三三三	七、〇三三
大正五年度	三六、六七六	三七、八六六	五、三三九	四、八七六	四、八七七	三、三四四	四、〇四〇	三、〇一三	四、七六三	三、九三九	四、〇三九	八、〇三九
大正六年度	四七、四六六	三六、三三三	六、〇六一	四、九三〇	四、九三三	四、三三三	四、八七七	四、四四四	九、三三九	四、三三九	三、八八六	一、〇三九
大正七年度	四〇、三七八	五、一七五	七、九七三	七、二四四	六、五九九	五、八二二	八、九六四	六、三三三	一、七〇三	四、八三七	一、〇三九	三、三三九
大正八年度	七〇、〇三三	六、三三三	八、六七七	六、六六六	八、九九九	八、五五五	〇、八八八	二、七〇五	一、三三三	三、四九九	八、八八八	一、七五五
大正九年度	七、三三七	七、三三三	二、八三三	九、四三三	二、四三三	二、六三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三
大正十年度	一〇四、四九九	一〇六、〇一八	一〇四、〇三三	一〇三、六六六	九、九三三	一〇、四三三	二、六六六	一〇、七三三	一〇、四三三	一〇、四三三	一〇、四三三	一〇、四三三
大正十一年度	九四、三三八	一〇四、四七七	9)	9)	一〇八、三三三	九、三三三	一〇〇、三三三	一〇四、四三三	一〇四、四三三	一〇四、四三三	一〇四、四三三	一〇四、四三三
大正十二年度	二九、四三三	七、四三三	三、〇三三	三、〇三三	二、三三三	七、三三三	一〇、三三三	二、六三三	二、三三三	九、三三三	九、三三三	一、九三三

9) 大正十二年關東大震災の爲めに原材料が焼失し遂に不明

第三表の數字の示すが如く、歳入歳出の數字には、年度によつて不同があると共に又月によつても變化が窺はれるのである。而して私が問題としてゐる歳計の形式的均衡の場合に於ては、毎月の季節的變動たる後者が重要なのである。第四表に於ては、最近十二箇年間に國庫を出入せし歳計の總額及び國庫に於ける收支の差引高を、毎月につき計算したのである。然し茲に注意すべき事は、主計簿の數字が必ずしも國庫の現狀を示すものでないと云ふ事である。即ち實際に國庫に歳入歳出がありたるにも拘らず、未だ主計簿に掲載せられてゐない事もあり得べく、結局國庫の數字と主計簿の數字との間に一箇月ばかりの幅が存在し得る譯である。故に所謂季節的變動を示す目的の爲めには凡ての數字を一箇月づゝ前にずらして考ふべく、第四表に於ては現に之を實行したのである。

の獨特の型を精密に算定する爲めには、更に研究に一步を進めねばならぬ。節を新にして論じよう。

第三節 季節的變動の型

我國財政の季節的變動の型を發見する爲めに、私は Persons の link relative method を用ひ、大正三年度乃至大正十四年度の最近十二年間の歳入歳出の季節的變動を算定したのである。

第三表の最近十二年間歳計月別表の數字を根據として、連鎖指數即ち今月の數字が前月の數字に對して占むる割合を各月に就いて算定する。歳入歳出の兩者に就き連鎖指數を求めて、第五表を得たのである。

第五表 連鎖指數表

(1) 歳入 (百分數)

年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	三〇・四	二〇・三	一七・五	二二・九	五八・六	六〇・二	六三・三	六八・〇	一〇七・四	一〇〇・三	一〇六・五	一一九・九
大正四年度	三〇・四	二二・八	一九・六	一九・〇	四二・九	四四・三	五九・五	六八・七	八五・六	八八・五	一〇九・九	一一五・四
大正五年度	三三・八	一七・九	二二・五	一九・〇	四九・九	五〇・九	五七・四	六三・三	九九・九	九七・三	一三三・八〇	一五二・二
大正六年度	三六・六	一五・八	二四・八	一五・〇	六五・九	五二・七	五三・〇	六三・〇	二二・七	八五・五	一一五・二	一三三・八

年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正七年度	三〇・六	二八・九	一五・九	一四・七	一〇・〇	八・五	三・八	七・六	一八・五	〇・七	一七・九	一〇・七
大正八年度	二六・三	二七・九	三三・四	二二・七	六〇・三	八・四	三・〇	六・四	一九・九	一五・六	一〇・六	一四・六
大正九年度	三三・四	三三・二	二九・〇	二二・〇	四九・四	三二・〇	一六・〇	七・四	二七・〇	六・四	一七・七	一四・六
大正十年度	三〇・四	三〇・四	三〇・三	二一・六	七九・九	一〇・五	一六・〇	九・六	二九・五	六・七	一七・四	一五・八
大正十一年度	二四・五	二六・六	11)	11)	11)	一〇・一	一八・四	八・三	二六・六	六・八	一七・〇	一三・六
大正十二年度	三九・三	三三・六	三〇・八	四〇・七	三八・〇	六五・七	二七・九	八・九	一五・一	六・八	一七・〇	一三・六
大正十三年度	三六・六	一四・三	一〇・三	一九・六	五七・四	二七・四	七・九	五八・三	三・二	六・〇	一七・四	一〇・六
大正十四年度	三六・六	九・八	一三・三	三三・八	四・九	八・六	三〇・九	八・七	二九・三	六・四	一三・三	一六・七

(口) 歳 出 (百分數)

年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	三三・六	三三・三	二四・三	一四・三	四七・六	七五・四	五五・六	五九・九	九・八	二六・九	一七・二	四一・六
大正四年度	九・六	一〇・四	一七・〇	七・四	一〇・七	六四・四	三三・八	二四・九	八・六	六九・九	一三・九	一七・〇
大正五年度	三三・四	九・三	一四・〇	九・三	九・〇	八九・七	一〇・四	七・四	一五・八	八・九	一六・九	一四・六
大正六年度	五〇・四	八〇・七	一七・三	七・八	九・六	九・六	一一・三	〇・六	三三・〇	四〇・九	一五・八	一六・五
大正七年度	三九・〇	三三・三	一一・二	三・七	九・七	八・八	一六・七	七・八	二四・〇	三〇・七	二二・八	一八・三
大正八年度	四二・六	一〇・六	一四・五	七・四	三三・四	一〇・三	二七・八	一〇・六	一〇・五	五〇・四	一四・〇	一三・〇
大正九年度	三〇・三	一〇・一	一四・三	七・三	三三・六	一〇・三	九・七	九・六	一七・〇	四七・四	九・七	一五・五
大正十年度	九・三	一〇・七	一四・三	七・三	三三・六	一四・七	九・七	三三・三	三三・六	四九・七	八・二	一八・七
大正十一年度	六四・四	一〇・八	11)	11)	11)	九〇・〇	一〇・七	二四・三	一〇・二	四八・三	一三・五	一三・五

11) 大正十二年關東大震災の爲めに原材料が損失し遂に不明

次に第五表の連鎖指數 link relative を材料として、その中位數 median を毎月に就いて求め、更にこの連鎖指數の中位數を、四月を一〇〇とする連続したる季節的變動の指數に書き改めたのである。而して第三の手續として、他の異分子を消去したる季節的變動のみの指數を算定した。第六表は、以上三つの手續を順序を追つて、記述したものである。

第六表 歳入歳出の季節的變動の指數表

本年	連鎖指數の中位數		連続したる季節的變動の指數		季節的變動の指數	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
四月	三四・六	六四・四	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
五月	三三・四	一〇三・天	三三・四	一〇三・天	三三・天	一〇一・七
六月	三〇・三	一四・〇	一五・七	一四・〇	一五・三	一四・〇
七月	二六・六	九・〇	二六・四	二七・一	二六・三	二〇・三
八月	二五・七	九四・七	一四・七	一四・三	一四・四	三二・二

第七表 修正したる季節的變動の指數表

本年 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 翌年 三月	修正指數		修正指數 の合計	修正指數 の差引	本年 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 翌年 三月	修正指數の累計		修正指數累 計の差引
	歳入(+)	歳出(△)				歳入(+)	歳出(△)	
本年四月	五・三%	八・四%	二八・四%	四・四%	本年四月末	三・三%	八・四%	四・四%
五月	四・四%	八・四%	三二・〇%	三九・〇%	五月末	八・〇%	一六・五%	八・四%
六月	五・〇%	二・五%	一七・四%	三〇・七%	六月末	一三・八%	二〇・九%	一四・〇%
七月	五・三%	一〇・六%	二〇・九%	二二・八%	七月末	一八・五%	三二・七%	一四・〇%
八月	五・六%	九・三%	一五・三%	四・六%	八月末	二四・一%	三六・九%	一〇・三%
九月	三・六%	八・七%	四四・〇%	三・八%	九月末	二七・〇%	四六・九%	三・七%
十月	六・四%	六・四%	一三・六%	〇・三%	十月末	三三・四%	五〇・九%	三・六%
十一月	七・四%	一〇・三%	一三・〇%	二・七%	十一月末	四〇・八%	五七・九%	三・七%
十二月	六・六%	三・〇%	三六・九%	三・四%	十二月末	四七・四%	六三・九%	一〇・四%
翌年三月	六・四%	七・天	三九・〇%	六・二%	翌年三月末	五三・八%	七〇・九%	一〇・四%
三	一〇・九%	九・四%	一三・三%	一〇・七%		六四・七%	八二・三%	一〇・三%
二	一〇・九%	九・四%	一三・三%	一〇・七%		七五・六%	九二・〇%	一〇・三%
一	一〇・九%	九・四%	一三・三%	一〇・七%		八六・五%	一〇二・七%	一〇・三%
三	一四・七%	二九・二%	二七・七%	一九・七%		一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	—

第四表最近十二年間歳計狀況月別表に現はれたる數字は、絶對數なるが故に毎年の特殊の事情に影響せらるゝ所多く、從て我國財政の型を示すに充分でなかつた。然るに、第七表の「修正したる季節的變動の指數」を算定するに及び、

第三章 租稅收入の季節的變動

第一節 租稅收入の限定

以上、我國財政の季節的變動を歳入と歳出との全體につき研究したのである。然しこれが問題の解決には、更に租稅收入の季節的變動を調べる必要がある。蓋し過去の私經濟收入國家、特權收入國家に對し、近世國家が租稅國家と呼ばれる程に、租稅收入が現代の國家財政に重要な地歩を占めてゐるからである。我國の財政に於ても、租稅は歳入經常部中の最も重要な科目である。

然らば、我國財政に於て租稅收入として何を數へるかとなると、解決に困難なる問題に逢着するのである。過去十數年間に於ける我國の租稅としては、直接稅系統に、所得稅、戰時利得稅、地租、營業稅、鑛業稅、賣藥營業稅、取引所營業稅、相續稅、取引所取引稅、兌換銀行券發行稅、噸稅、狩獵免許稅、登錄稅、印紙稅を擧ぐ

べく、間接税系統に屬するものとしては、醬油造石税、自家用醬油税、石油消費税、酒造税、酒精及酒精含有飲料税、麥酒税、專賣益金、砂糖消費税、織物消費税、賣藥印紙税、骨牌税、通行税を數へる事が出来る。然し本研究に於ては、統計技術上及び其他の理由に基き、此等の租税の全部を網羅するを得ず、只豫算面に租税收入として掲げられたるもののみを採つたのである。更に豫算面に租税收入として掲げられてゐる租税の中でも、相續税、通行税、鑛業税、兌換銀行券發行税、醬油税、石油消費税、賣藥營業税、取引所税、噸税は小額の租税にして財政收入の上に於て重きをなさないから之を除き、結局地租、所得税、營業税、酒税、砂糖消費税、織物消費税、關稅及び租税收入合計の八種に就きてのみ研究を進めたのである。

時を標準として歲計を分つと、豫算と決算との二つにする事が出来る。一は將來に對する見積であつて、他は過去に於ける実績である。租税收入の季節的變動についても、將來の見積と過去の実績との二つに分ちて、研究を進める事が出来る。先づ租税收入の見積の季節的變動より研究を始める。

第二節 見積の季節的變動

我國に於ては、財政上、國民經濟上の兩方面の必要からして、租税收入の季節的變動の豫測を毎年試みてゐる。大正三年以來の金融事項參考書に載つてゐる租税納期別金額表は、我國の租税收入の見積の季節的變動を示す根本材料である。

試みに、大正十四年度調金融事項參考書¹²⁾を見ると、次の數字が掲載せられてゐる。

第八表 租税納期別金額表

地	大正十四年度												合計
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	
田租	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	四、九三九
北海道田租	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	九、六六六
畑租	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、六六六
北海道畑租	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	一六、六六六
宅地租	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、六六六
合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六、六六六

12) 大正十四年度調金融事項參考書38—39頁
我國に於ける歳入の見積方法に關しては神戸博士、財政學要論68—69頁參照

大正十一年度	一、〇三五	三、五七	二、五七〇	五、四七	二、〇二八	三、四四五	四、八〇五	七、〇七	四、四七	四、四一	五、七〇	八、〇四
大正十一年度	九六	三、四九	四、三三	四、三三	一、四〇	六、九五	四、九三	七、五二	四、四六	五、〇〇	六、一〇	七、三三
大正十二年度	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
大正十三年度	七九	三、三九	三、七四	三、八七	六、七四	五、〇三	四、七〇	五、九〇	三、〇五	四、七五	六、四三	八、六六
大正十四年度	七九	三、三九	三、七四	三、八七	二、二〇	三、九三	四、九六	五、九〇	二、九二	四、七四	六、四三	八、六六

第九表を基礎として、大正三年度より大正十四年度迄の租税収入の季節的變動を算定するに際し、私は次の如き順序を採つたのである。

先づ第一に過去十一年間百三十二箇月につき連鎖指數を計算し、之を百分數で示すと第十表を得る事が出来る。會計年度を採用したから、各年共に四月が出發點になつてゐる。

第十表 連鎖指數表

大正三年度	四本	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
四年度	〇・九七	六、四〇	一、四四	八、四〇	三、三三	一、二〇	一、九六	二、五三	六、七七	一、五六	一、三三	三、二四
五年度	〇・七三	四、六六	八、二〇	三、一三	三、〇〇	一、二二	一、九二	九、八七	七、六九	一、四七	一、三三	三、二四
六年度	〇・九七	二、八六	九、六五	三、七三	三、三三	一、三三	二、〇四	九、八七	八、八〇	一、三三	一、三三	三、二四

七年度	一、四九	一、三五	一、四四	三、九三	三、七二	一、四八	一、五〇	一、三八	九、三七	一、三〇	一、〇〇	三、四三
八年度	一、五二	一、七〇	一、四四	三、〇〇	三、六五	一、五八	一、七〇	一、四七	八、七四	一、〇〇	一、〇七	三、四七
九年度	一、四三	一、五八	一、二七	一、八三	四、〇三	三、八五	六、五五	九、五九	一、〇七	七、八七	三、八四	三、七〇
十年度	一、七三	一、二四	二、〇一	一、九八	四、〇〇	一、五八	二、九三	一、四一	八、三三	九、五五	二、六四	三、七〇
十一年度	一、〇九	一、三六	二、七五	一、八八	二、〇九	三、一八	一、三三	一、五九	六、三三	一、〇六	二、二二	六、四三
十三年度	〇・八二	一、六四	一、八三	三、三六	一、二九	四、七二	二、四九	三、〇五	六、二二	一、三三	一、四二	三、六六
十四年度	〇・八二	一、六四	一、八三	三、三六	一、二九	四、七二	二、四九	三、〇五	六、二二	一、三三	一、四二	三、六六

次に第十表の連鎖指數を材料として、その中位數を毎月について求め、更にこの連鎖指數の中位數を、四月を一〇〇とする連鎖したる季節的變動の指數に書き改めたのである。而して第三の手續として、他の異分子を消去したる季節的變動のみの指數を算定した。第十一表は以上三つの手續を示してゐる。

第十一表 租税収入見積の季節的變動の指數表

本年四月	〇・九七%	100・00%	100・00%	五月	一、三〇・一七%	一、七三・〇一%	一、四三・六六%
連鎖指數の中位數				連鎖したる季節的變動の指數			
連鎖したる季節的變動の指數				季節的變動の指數			

六月	一四・六	二、四九・八〇	二、五五・八三	十二月	八・三	三、九〇	四、九〇・二〇
七月	三六・九	五、八四・三六	六、一八・六六	翌年一月	一、六七・三八	四、五四・九三	五、三三・九二
八月	三六・五	二、四四・三三	三、九〇・五	二月	一、四四・四八	六、一三・五	七、二九・〇八
九月	一一・六	二、五七・八八	二、八九・〇九	三月	三、六・五	八、四〇・六七	一〇、一三・三
十月	一三・〇	三、九〇・七	四、三三・四九	四月	一、五〇	八・〇	一〇、〇〇
十一月	三〇・五	四、七六・八一	五、五三・六二				

然し第十一表の數字は四月と云ふ出發點を一〇〇として計算したる數字であるから、一年を通じたる季節的變動を一目瞭然たらしむるには適しないのである。最後に第四の手續として、第九表の數字を修正して一年間の指數の算術平均を一〇〇とし第十二表を得たのである。

第十二表 修正したる季節的變動の指數表

本年四月	二、七五%	八	月	五〇・〇%	十二月	一、五五%
五月	四、四六	九	月	七六・三	翌年一月	一、七三・三〇
六月	六〇・五	十月	月	一、三六・四	二月	一、八七・三
七月	一、五二・七	十一月	月	一、三三・三	三月	二、六九・三〇

かくて第十二表に得たる數字が、即ち過去十三年間に於ける我國租稅收入

の見積の季節的變動を示す數字である。最高最低の幅廣く、且つ各月に不規則に分配せられてゐるから、我が租稅收入の見積の季節的變動は可なり顯著なりと云はねばならぬ。

租稅收入の見積の季節的變動は、以上述べたる如くである。然し本研究の基礎たる租稅納期別金額表なるものには、租稅收入の中で納期の定まつてゐるもののみが計上せられてゐる。従つて、大正十四年度に就いて云へば、租稅收入の豫算總額七億九千五百萬圓の中四億三千五百萬圓即ち約五割五分が見積に計上せられてゐるに過ぎない。故に租稅收入の四割五分を除外したる此等の數字よりなる結論は、決して租稅收入全體の季節的變動を明かにしないのである。又統計學上から云へば見積(Soll-rechnung)なるものは、實績(Ist-rechnung)よりも常に其價值が小である。この二つの理由よりして、租稅收入の見積の季節的變動の外に、租稅收入の實績の季節的變動を研究する必要がある。

第三節 租稅收入の實績の季節的變動

我國の租稅收入の實績の季節的變動を調べるのには、官報に發表せられてゐる歳入歳出現計が唯一の材料である。この實績の數字よりして租稅收入の季節的變動を調査するには、大體は見積の場合と同じ方法によるべきであるが、次の二點に於て異つてゐる。

第一に、此等の數字は主計簿に掲載せられてゐるものである。従つて租稅が納稅者の手を離れたに拘らず未だ主計簿に掲載せられてゐない事もあり得べく、結局租稅が納稅者の手を離れて主計簿に登録せられる迄の間に一箇月ばかりの幅の存する事が考へ得られるのである。故に、同じく租稅收入の季節的變動と云つても、租稅が納稅者の手を離れたる時を示す見積の場合と、主計簿の歳入現計として掲載せられてゐる實績の場合とは、其意味が違はねばならぬ。

第二に、主計簿には各月の帳尻が掲載されてゐる結果、此が利用には種々の

加工を加へる必要がある、即ち各月の租稅收入の數字は、今月の帳尻より前月の帳尻を差引いて始めて算定せられるのである。又新舊何れの會計法¹⁴⁾によるも、本年度の主計簿は翌年の三月三十一日に終了せず、尙數ヶ月繼續し、その繼續せる期間に於ては本會計年度と翌會計年度との兩年度の現計が併行して存在する事になる。この點をも考慮に入れ加工する必要がある。

此二點を顧慮した結果、見積の際に年度の計算を四月より始めたのを實績の場合には之を改めて五月より計算を開始し、更に五月の數字に限り本會計年度と前會計年度とを合計したるものを實績と定めたのである。假に大正十三年五月より翌十四年四月迄の租稅收入の實績について云へば、第十三表の如き計算方法が成立するのである。

第十三表 租稅收入現計表

大正十三年四月末	月末の帳尻		大正十三年五月	月中の收入高	
	大正十二年度	大正十三年度		大正十二年度	大正十三年度
	七、〇三六千円		八、〇七五千円	一七、〇六三千円	七、五〇七千円

第三章 租稅收入の季節的變動

第三節 租稅收入の實績の季節的變動

五五

14) 新會計法第一條第二項「一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完了スベシ」
舊會計法第一條第二項「一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度十二月三十一日迄悉皆完了スベシ」

大正十四年一月末		大正十四年二月末		大正十四年三月末		大正十四年四月末	
五月末	六七、一〇三	五月末	一七、五三三	六月	四、八〇三	五月末	四、八〇三
六月末	五九、五五五	六月	四八、五三三	七月	一三、〇二〇	六月末	四八、五三三
七月末	一〇七、八六九	七月	一〇七、八六九	八月	一三、〇二〇	七月末	一三、〇二〇
八月末	三〇〇、九〇〇	八月	三〇〇、九〇〇	九月	三六、六三三	八月末	三六、六三三
九月末	二五九、六三三	九月	二五九、六三三	十月	四七、三七四	九月末	四七、三七四
十月末	三〇四、六二五	十月	三〇四、六二五	十一月	六〇、〇〇〇	十月末	六〇、〇〇〇
十一月末	三九、九九九	十一月	三九、九九九	十二月	六〇、〇〇〇	十一月末	六〇、〇〇〇
十二月末	四三、〇四七	十二月	四三、〇四七	大正十四年一月	九四、一四一	十二月末	九四、一四一
大正十四年一月末	五三、一〇一	大正十四年一月	五三、一〇一	大正十四年二月	一〇、〇〇〇	大正十四年一月末	一〇、〇〇〇
大正十四年二月末	六三、三二二	大正十四年二月	六三、三二二	大正十四年三月	一六、三三三	大正十四年二月末	一六、三三三
大正十四年三月末	七八、六五七	大正十四年三月	七八、六五七	大正十四年四月	二一、六六七	大正十四年三月末	二一、六六七
大正十四年四月末	八〇、二四四	大正十四年四月	八〇、二四四			大正十四年四月末	八〇、二四四

かくて大正三年五月より大正十五年二月迄の百四十二箇月間の租税収入現計を官報によつて取調べ、之に第十一表の如き換算を加へたのである。只大正十一年七月末の現計が震災の爲めに焼失し、従つて同年七月八月の二箇月の材料は遂に算出し得なかつたので、結局利用し得たのは百四十箇月の現計であつた。租税収入全體の外に、地租、所得税、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、織物消

出納整理期限については神戸博士：財政學要論86-87頁參照

費稅、關稅の各月收入高を算定して、第十四表を得たのである。

第十四表 最近十二年間の租税収入實績月別表

大	大 正 三 年 度											
	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
合租税収入	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九	三、四四九
地 租	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九	九、三三九
所 得 稅	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
營 業 稅	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七	四、四一七
酒 稅	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五
消 費 稅	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
織 物 稅	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
關 稅	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八	四、八八八

五月	大正八年												大正七年				
	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月
六五、八五七	八八、六六六	八五、二七五	四六、〇〇五	七七、七〇〇	四七、七〇五	六八、四〇四	二五、四八五	二八、八三六	六九、六三三	四〇、四四〇	一九、九八八	四九、〇〇一	六九、八二二	七三、二五九	五七、六六〇	五三、二一八	三七、七三三
八、八八八	二、三三二	七、七七八	一、三三〇	一、三三七	五、〇〇四	四、七七四	一、〇五五	六、七〇三	一、〇〇三	九、三二七	二、四三三	八、七〇五	二、一九三	七、九四〇	三、三〇四	四、八二四	八、八三三
三三、九三七	一六、七五九	三〇、八二九	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一〇、〇〇〇	三、六六六	八、三七七	四、一七二	二、〇〇八	二、八〇〇	三、三三九	九、七六六	三〇、六六六	一〇、〇〇〇	一六、五九九	六、九八一
七五	三九	三三	三三	一七、四〇〇	四、四四四	一、八	三三	八	二	一七、六五五	四、三六六	一四	三	二六	六	三、九七七	二、九六六
一、五八八	三、九六〇	三、九六六	八、九三	七〇〇	三、七〇七	一、九三六	一、六八八	七、七九	三、五八八	三、四四一	八、四〇〇	九、〇三	二、九六一	二、九六六	三、〇〇〇	三、九七	二、四七六
二、四六四	二、二九八	二、八三四	五、九八	五、四六五	四、二五三	五、一七九	三、四〇四	三、三〇六	三、二五四	三、二五四	三、八二五	三、五七九	三、一五七	三、一三三	三、三六八	三、八八三	四、三六九
三、六六一	四、三三七	三、七〇二	三、八八五	三、七九八	三、九八	二、八五六	二、六六二	二、六六二	二、四三三	二、四三三	二、四〇〇	二、二二八	二、二二二	二、三三	一、七六六	一、九四三	二、〇二八
六、六二五	七、九六六	七、五二二	六、〇九七	七、一一〇	七、七二五	六、五〇二	五、九九九	六、九九	六、六九五	六、三三三	六、七一一	五、八八六	五、三〇〇	四、九四三	五、四四三	五、四六六	五、三二七

大正十年						大正九年					
五月	六月	七月	八月	九月	十月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月
三〇、一八二	三〇、〇七〇	三〇、〇六二	三〇、〇六二	三〇、〇六二	三〇、〇六二	二八、〇七〇	二八、〇六二	二八、〇六二	二八、〇六二	二八、〇六二	二八、〇六二
二、二二九	九、六六六	一、四四四	九、六六六	一、四四四	一、四四四	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六

第三章 租稅收入の季節的變動 第三節 租稅收入の實績の季節的變動 六一

と同様の理由に基く。

第十六表 租税収入実績の季節的變動の指數表

(イ) 連鎖指數の中心數(%)

本年	租税収入	地租	所得税	營業稅	酒稅	消費稅糖	消費稅物	關稅
四月	七三・三	七三・三	三三・四〇	六八・〇〇	四・四七	一〇一・八七	八四・四二	八九・五
五月	七九・八九	二〇・四六	一一・三三	六七・四三	六・九〇	一〇六・五三	一〇三・五五	一〇四・四二
六月	一四・六四	四四・四四	一一・七七	三、八六・六七	二二・八九	一三五・一四	一〇八・二六	九三・六
七月	一四・六三	一四・九九	一一・六三	四三・〇〇	四、三三・八九	七六・九	九九・〇九	一〇一・一〇
八月	三九・三二	四七・六九	八・〇七	一一・三三	二・七六	一一〇・五五	九三・三三	一一三・九九
九月	三九・八三	一三・七五	二六・〇三	三五・八一	一、九三・三五	一〇七・一七	一〇四・五二	九八・五六
十月	三〇・六九	五三・三三	二七・九三	七五・五五	一、八五・〇六	一〇三・二八	九五・九二	一〇五・〇三
十一月	八・九四	一四・五	四〇・二二	四、九六・八三	七・三三	一〇一・六五	一〇・九七	九九・四九
十二月	三七・二三	七〇・九八	三二・一四	四六・七三	二・三〇	一〇五・八三	一〇一・六三	一〇五・四五
一年	六五・〇八	二五・〇九	六・七	一・三三	一三・四五	一〇五・八三	九八・〇四	八五・七八
二年	一九・七七	六・三三	一五・四四	三九・〇三	六、一〇・〇	九〇・九	九〇・六六	一〇六・八三
三年	一〇三・六	一五・七五	八・〇六	一〇〇・三	一〇一・七	九七・三五	一一三・七五	一五・七

(ロ) 連続したる季節的變動の指數(%)

本年	租税収入	地租	所得税	營業稅	酒稅	消費稅糖	消費稅物	關稅
四月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五月	三九・八九	三〇・四六	一一・三三	六七・四三	六・九〇	一〇六・五三	一〇三・五五	一〇四・四二
六月	六・六六	九三・三三	一一・〇六	八、六四・七〇	七・〇五〇	一〇三・三〇	一一・一〇	九七・三七
七月	二五・五六	一四・八八	三・九七	三七、七五・〇〇	三、〇〇五・三五	一〇五・一九	一一・八	九九・四三
八月	五・二六	七〇・〇〇	一八・五九	四〇・三七	八三・五五	一一六・二八	一〇一・三	一一三・三
九月	四九・八八	九・三	四七・九三	一、六四・八五	一四・四八	一四・六三	一〇五・〇	一一・四七
十月	一〇・〇八	五〇・六	一三・〇三	二四・五五	一、九九・六五	三六・七二	一〇一・七	一一七・〇七
十一月	七・三〇	七・三	五・八九	六、三六・四〇	一、五五・〇〇	一〇・八三	一一・七	一一六・四七
十二月	二四・六七	五・五六	一一・一八	二九、八七・〇〇	三・五・三三	三六・四五	一一・五	一一三・八一
一年	七四・三三	三〇・四四	七・六三	三九、四・四	四・五	一四・五〇	一一・四	一〇五・一〇
二年	一四・二三	八三・三三	一一・七九	一五・八三	二、六五・九〇	一三・二八	一一・八	一一三・七
三年	一四・七六	一三・三四	九・八五	一四・八〇	二、七二・三〇	一六・六四	一一・四	一一八・六
四年	一〇七・七〇	九〇・三	二二・八〇	一〇五・七	一一・一九	一三・〇五	一〇六・四六	一〇六・三〇

(ハ) 季節的變動の指數(%)

本年	租税収入	地租	所得税	營業稅	酒稅	消費稅糖	消費稅物	關稅
四月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五月	三九・六	三〇・六	一〇・一一	六七・三	六・九	一〇四・五	一〇三・〇	一〇三・八
六月	六・八	一〇〇・七	一一・〇	八、六〇・〇	六・二六	一〇七・四	一一〇・四	九六・三

年	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合計	133.0	132.8	132.6	132.5	132.4	132.3	132.2	132.1	132.0	131.9
地租	127.7	127.4	127.1	126.8	126.5	126.2	125.9	125.6	125.3	125.0
所得稅	180.0	179.8	179.6	179.4	179.2	179.0	178.8	178.6	178.4	178.2
營業稅	373.0	372.8	372.6	372.4	372.2	372.0	371.8	371.6	371.4	371.2
酒稅	264.0	263.8	263.6	263.4	263.2	263.0	262.8	262.6	262.4	262.2
砂糖消費稅	96.3	96.2	96.1	96.0	95.9	95.8	95.7	95.6	95.5	95.4
織物消費稅	109.5	109.4	109.3	109.2	109.1	109.0	108.9	108.8	108.7	108.6
關稅	97.1	97.0	96.9	96.8	96.7	96.6	96.5	96.4	96.3	96.2

第十六表の三段の計算手續をへて、最後に第十七表に於て十二箇月の算術平均を一〇〇として修正したる季節的變動の指數を得たのである。

第十七表 修正したる季節的變動の指數表

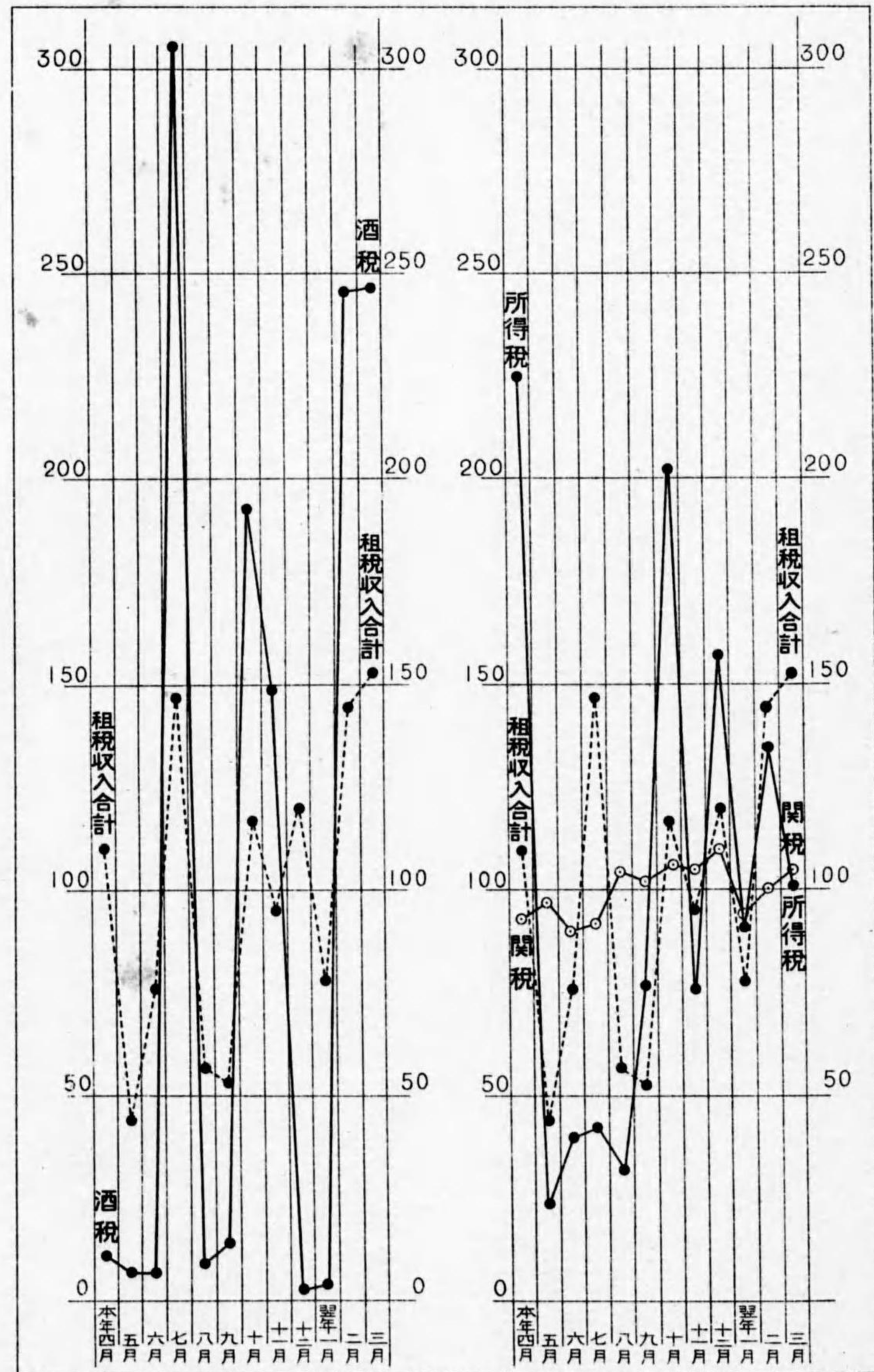
年	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地租	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所得稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
營業稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
酒稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
砂糖消費稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
織物消費稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
關稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

年	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合計	147.7	147.5	147.3	147.1	146.9	146.7	146.5	146.3	146.1
地租	133.0	132.8	132.6	132.4	132.2	132.0	131.8	131.6	131.4
所得稅	180.0	179.8	179.6	179.4	179.2	179.0	178.8	178.6	178.4
營業稅	373.0	372.8	372.6	372.4	372.2	372.0	371.8	371.6	371.4
酒稅	264.0	263.8	263.6	263.4	263.2	263.0	262.8	262.6	262.4
砂糖消費稅	96.3	96.2	96.1	96.0	95.9	95.8	95.7	95.6	95.5
織物消費稅	109.5	109.4	109.3	109.2	109.1	109.0	108.9	108.8	108.7
關稅	97.1	97.0	96.9	96.8	96.7	96.6	96.5	96.4	96.3

地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅及び關稅に就いて租稅收入の季節的變動を見るに、各月に平等に分散してゐる砂糖消費稅、織物消費稅、關稅があると共に、又或種の月に特に集中してゐる營業稅、酒稅あり、更に兩者の中間に位する地租、所得稅がある。前半期と後半期との關係に就いても、それぞれ其特色を窺ふ事が出来る。而して租稅收入全體に就いて見れば、收入額の大きさから云つて

三月、七月、二月、十二月、十月、四月

第四圖表 租稅收入の季節的變動の指數表



十一月、一月、六月、八月、九月、五月

と云ふ順序であつて、且つ重心は後半期に及んでゐる。租稅收入の見積の季節的變動の時には峰と谷とが非常に距つてゐたが、租稅收入の實績の場合には其傾向が割合に少いのである。要するに、租稅收入の實績の場合に於ては、かの見積の場合に見たるが如き著しき季節的變動は之を發見し得ないのである。

第四章 結論

以上、我國の財政の季節的變動を連鎖比較法を用ひて算定したのである。先づ歳入歳出の季節的變動を実績に基き研究した。次に租税收入の季節的變動に就いては見積と実績との兩方面より觀察し、特に実績に關しては單に租税收入全體に止まらず、主なる租税即ち地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅、關稅の季節的變動をも研究したのである。其結果として、次の事實を斷定する事が出来る。

第一、歳出の方は毎月に大體平均に分配せられてゐるのに、歳入は月により大なる不同を示し、特に年度始には小なる數字を示してゐる、而して歳入に現はれたる此傾向は租税收入全體に通じて行はれ、特に所得稅及び酒稅に於て著しき事

第二、年度始に小なる數字を示せる歳入を以て、毎月平均に分配せられてゐる歳出を支辨するのであるから、年度始に常に國庫の逼迫を來たす

傾向ある事

この二つの事實は、可なり重大なる問題を伴ふのである。歳入の重要部分
が季節的變動の著しき租税の如きものによつて構成せらるゝに反し、歳出の
方が俸給其他毎月に平均的に支出すべき項目によつて支配せられてゐる事
から、第一の事實は生ずるのである。第二の事實は、第一の事實より生ずる當
然の結論であつて、かの大藏省證券及び借入金¹⁵⁾の制度の規定せられてゐるの
は全く是に基くのである。

我國の財政の如く、歳出が平均に分配せられ歳入が年度始に薄いと云ふ型
をとれる以上、歳計に形式的不足を生ずる事は勢ひ免れ難き事である。かく
して生じたる歳計の形式的一時不足を補ひ收支の均衡を保たしめんが爲め
に、會計法¹⁶⁾により毎年議會に於て大藏省證券及び借入金の最高額を規定する
事になつてゐる。かくて大藏省證券の發行は我國財政の特色をなしてゐる
のであるが、世界大戦を中心として暫く此現象が中絶してゐたのは、前年度剩
餘金なる變態的のものが不自然に多く存在してゐた爲めであつた。前年度

剩餘金の繰入額と歳入總計の數字とを對照すると、大正三年度以來次の決算
の數字を示してゐる。

大正三年度	前年度剩餘金		大正十年度	前年度剩餘金	
	繰入	入		繰入	入
大正三年度	一四、三三二	三、四六六	大正十年度	六〇、六四四	二、〇五五、七一一
大正四年度	八六、三三〇	七八、六五五	大正十一年度	五七、八五五	二、〇八七、三五四
大正五年度	三三、三三六	八三、〇三八	大正十二年度	六七、六五五	二、〇四三、二九八
大正六年度	三三、三三三	一、〇八四、九五六	大正十三年度	五四、四四七	二、一三七、三九二
大正七年度	三、四九、〇二	一、四九、二二	大正十四年度	五三、三三〇	二、〇七二、七七
大正八年度	四三、〇二〇	一、〇八、六三三	大正十五年度 ¹⁷⁾	一五、三六六	一、六九、三六三
大正九年度	六六、三〇四	二、〇〇、六三三			

この數字を見れば、剩餘金なるものが如何に我國財政に對し重大なる意義
を有するかと明かとなるのである。

繰り返して云ふ、歳入が年度始に薄くして歳出が毎月に平均に分配せられ
てゐる、茲に歳計の形式的均衡を破り一時的不足を生ず、これを補ふに大藏省
證券及び借入金を以てす。これ我國財政の季節的變動の型である。然るに、

贊ヲ經テ之ヲ定ム」
神戸博士；財政學要論310—311頁
17) 豫算

15) 小川博士；大藏省證券論(經濟論叢第一卷第二號1—34頁)
16) 會計法第六條「政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又
ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入
ヲ以テ之ヲ償還スベシ大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協

最近の變態的現象として巨額の前年度剩餘金が國庫に存し、爲めに此型が一部破られてゐる。これ我國財政の現状である。然れども、最近前年度剩餘金の減少の傾向大なるが故に、これと共に我國財政の傳統的の型が再び頭を擡げんとしてゐるのである。これ我國財政の季節的變動を研究するの必要なる所以である。

我國の財政は、毎年を單位としてゐる、而して過去十數年の間に非常なる發達をとげ、特に世界大戰の影響によつて所謂 *secular trend, cyclical fluctuation, residual variation* 等經濟界の變動のあらゆる影響を受けたのである。而も、この一年を單位とし複雑なる變化を経験してゐる我國の財政が、その歳入歳出及び租稅收入の上に於て一定の季節的變動を示してゐるのは、注目すべき事實である。勿論我國財政が季節的變動を示すのは、一は租稅の納期の如き法規上の事情によるであらうが、他方、我國には獨特の貿易關係、決算期、消費の事情が存し、それが我國財政の上に一種の型を反影するのである。思ふに、今日の財政は昨日の財政の延長であつて、如何に人爲的に會計年度を定めても、四月一

日の財政は、事實上は之を三月三十一日の財政より切り離す事が出來ないものである。これ、かの人爲的の年度の區分あるに拘らず、又財政事情の變遷極りなきに拘らず、常に一定の季節的變動の存する所以である。

我國の財政は刻々變化し、従つて我が財政の季節的變動も決して一樣でない。大正十五年度より實施せられたる租稅制度の整理の結果は、必ずや租稅收入の季節的變動の上にも影響し、ひいては我國財政全體の上にも或種の影響を齎すであらう。將來我國の財政の季節的變動を推測するに際し、本論文の研究方法が或程度の參考材料とならば、筆者の幸福である。

尙最後に本研究の根本材料たる主計簿の現計表を第十八表として掲げ、將來の研究者の便宜をはかりたいのである。

第十八表 最近十二年間の各月末主計簿現計表

大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
歳出	11,498,868	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
歳入	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
租稅	8,853,000	8,853,000	8,853,000	8,853,000	8,853,000	8,853,000	8,853,000
地租	1,126,000	1,126,000	1,126,000	1,126,000	1,126,000	1,126,000	1,126,000
所得稅	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
營業稅	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
酒稅	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
砂糖消費稅	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
雜物消費稅	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
關稅	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000

酒税の轉嫁を論ず

十 五 年 度		十一月	十二月	和昭二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
歳	出	八三、一三六								
歳	入	五九、三五四								
租	税	三六、九九六								
地	租	三五、〇三六								
所	得	六、〇五五								
營	業	三、三五四								
酒	税	八、六〇八								
消	砂	四、八四四								
費	糖									
消	織	三〇、三三九								
費	物									
關	税	八五、六七〇								

我國財政の季節的變動

第一章 租稅轉嫁の研究

第一節 租稅轉嫁論の地位

過去の國家が其收入の大部分を官有地其他私經濟收入に仰いてゐたのに對し、近世の國家は公經濟收入殊に租稅收入を中樞として其の財政を營んでゐる。これ過去に官有地收入國家(Dominienstaat)及び特權收入國家(Regalienstaat)が成立したるに對し、現在に於て租稅收入國家(Steuersaat)が存在し得る所以である。¹⁾ 財政の實際に於て租稅がかく重要である事は、財政學の上にも其影響を及ぼさざるを得ない、近代の財政學の研究は收入論特に租稅論を中心として建設せられてゐるのである。

租稅論の中心題目となつてゐるのは租稅の最高原則である。我が國にても種々意見はあるが、大體、收入の點に重きを置く財政的原則と、國民經濟に及ぼす租稅の影響を考究する經濟的原則と、そして課稅の倫理的性質を顧慮す

1) 神戸博士；財政學要論39—40頁
2) 神戸博士；財政學要論205—330頁には租稅最高原則に關する新しき分類が施されてゐる

る社會的原則との三原則が問題となる。狹義に於ける財政學の立場からせば、或は財政的原則のみを扱ふべきであらう、蓋し租税は經費支辨方法として役立てばよいからである。然し、財政が國民經濟の一部を形成せる以上は、財政的原則は經濟的原則を豫想するものである。更に、財政が現代の社會的現象の一部たる以上は、租税は現代の倫理觀念に立脚せねばならぬ、社會的原則の存在する所以である。要するに、財政的原則、經濟的原則及び社會的原則の三原則が租税の最高原則として租税論の基礎をなしてゐるのである。

租税の賦課は大體次の過程をとつて行はれる。

物的に云へば、

税源—課税物件—課税標準—租税

人的に云へば、

擔税者—納税者

と云ふ順序になる。納税者の納める租税なるものは、實は課税物件を標準としたものであつて、而も其課税物件は終局に於ては擔税者の税源より負擔せ

られる事となる。財政的原則より云へば、課税物件と納税者とを適當に選擇し租税收入の目的を充分に達する様に努めねばならぬ、これ凡ての税法が納税者と課税物件とを中心として精密なる規定を設けてゐる所以である。然し現代の經濟は流通經濟である。従つて税法が形式的に定めた此擬制なるものは社會の實狀により遠慮なく變更せられて行くのである。かくて問題は財政的原則に止まらず、社會的原則及び經濟的原則に發展せねばならぬ。

各私經濟の立場より見れば租税そのものは一つの苦痛である。これ Hook の意見⁴⁾、國家の最高の道德觀よりせば租税を分擔し得る事は國民の非常なる榮譽である。而も國民の大多數は此が理解を全く缺いてゐるを引用する迄もなく、各私經濟が租税を免れん爲めに種々の手段を講ずる理由である。租税の苦痛を免れんとする各種の努力については、Seligman 以下各種の研究が發表せられてゐる。近く Gerloff は Steuerwid rstände 及 passiver oder aktiver Widerstand に分ち説明し Meisel は Theorie der Steuerwirkung 中に Steueranstoss 及 Steuerabweichung とを擧げてゐるのである⁵⁾。茲には Seligman の分類を採用する。

4) Hook; Die öffentlichen Abgaben und Schulden S. 25

5) Seligman; The shifting and incidence of taxation
Handbuch der Finanzwissenschaft S. 481—486. 495—505

一、財政收入そのものを阻止せず

流通の形式をとるもの
生産の形式をとるもの
還元
前轉
後轉

意識的
合法的
無意識的
脱法的
二、財政收入そのものを阻止す——逋脱

Seligman の掲ぐる第二の形式たる逋脱は、或は合法的に立法上の逋脱闘争 (Steuereutlastung-kampf) として現はれ又は行政的なる脱税の形をとる、その結果、本来の納税者が支辨すべき等の租税額だけ財政收入を阻止し結局他の人をして其の租税額を負擔せしむるに至るのである。此の種の私經濟の努力は財政的原則を破壊するものであつて財政にとつては致命的のものである。之に反し Seligman の第一の形式は、財政的原則そのものには直接觸るゝ所なく、私經濟相互間に於て其負擔關係を改めんとするものである。前述の如く税法は納税者と課税物件とを規定してゐるに止まる。而して納税者たる私經濟は、その課税物件又は其他の關係を通じて他の私經濟と流通してゐる

6) 小川博士：逋脱闘争を論ず(國民經濟雜誌第十七卷第一號1—30頁) Schöffle; Die Grundsätze der Steuerpolitik S. 164 ff.

のであるから、一私經濟の支辨せし納税額が全部その私經濟の負擔に歸する場合があると共に、又納税額が納税者より轉嫁せられて他の私經濟の負擔に歸する事もあり得るのである。更に課税物件又はそれに關連したる物の生産が各私經濟の手に行はれてゐる結果として、課税額の一部又は全部が生産の改良により生み出され結局何人も負擔せずと云ふ事も考へ得られる。此等の現象は、租税負擔が納税者より擔税者へうつり又は人より物に轉ずる事を意味するのであるから、一括して廣義に於ける租税の轉嫁と云ふ。租税轉嫁の現象は、直接には財政收入に影響を及ぼさないから、私經濟對國家の關係を定むる財政的原則そのものとは關係が薄いのである。然し租税轉嫁の結果が國民經濟上に影響し又それが爲めに租税負擔關係の公平が紊される事は常に見る所である。かくて轉嫁現象は直接には經濟的原則及び社會的原則を動かし、更に經濟的原則及び社會的原則を通じて間接に財政的原則に影響を及ぼすのである。

要するに Seligman の掲ぐる二つの形式の中、第二のものは直接に財政的原

則に影響し、第一のものは直接には經濟的原則及び社會的原則と交渉し更に間接に財政的原則に關係するのである。第二の租税逋脱の問題は暫く之を措く。私は主として第一の租税轉嫁の問題を論じたいのである。

租税轉嫁(Steuerverwälzung)に關しては、古來種々の定義が掲げられてゐる。茲には主として Wagner⁷⁾ 及び Seligman の説明による事とする。一體税法なるものは、單に課税物件又は課税標準と納税者とを規定するに止まり、其税源及び擔税者(Steuerträger)に至りては何等明記する所なく、精々擔税指定者(Steuerlei-sinstanz)を推測せしむるに過ぎないのである。納税者がその支拂ひし租税を全部負擔すれば問題が無い。然るに其租税の全部又は一部を納税者が負擔せず、或は納税者と流通關係にある第三者にうつし又は納税者に直接關係ある物にうつす場合が考へ得られる。即ち納税者が其納税額の全部を負擔せず、その一部又は全部が他の人又は物の負擔に歸する時に、この現象を轉嫁と稱し、その他人又は物の負擔に歸する事を歸着(Incidence)と呼ぶ。普通、租税が納税者より擔税者にうつるを狹義の轉嫁と稱し、納税者より物の負擔に歸し

7) Wagner, Finanzwissenschaft. S. 332—372

たる場合を狹義の轉嫁に加へて廣義の轉嫁と名づける。轉嫁が經濟流通の順序に従ひ、前人(Vormann)より後人(Nachmann)にうつる場合が進轉(Fortwälzung)にして、後人より前人にうつるのが逆轉(Rückwälzung)である。人より物に移る場合は之を消轉(Abwälzung)と云ふ。尙納税者と擔税者との間に一人以上の仲介者(Vermittler des Steuerinzugs)が加入する場合は、納税者と擔税者とが隣り合つてゐる時と區別して、之を更轉>Weiterwälzung)と呼ぶのである。

經濟的原則及び社會的原則を論ずる時は勿論、財政的原則を論ずるに當つても、租税の轉嫁は見逃し難き問題である。思ふに税法に現はれたる課税物件及び納税者は課税技術上に於ける一形式に過ぎず、問題は此形式を通じて結局何人が如何なる程度迄その租税を負擔せりやの實質的方面に及ばねばならぬ。轉嫁を終了したる後の實質的負擔關係によつてこそ、始めて課税の公平も叫ばれ、國民經濟と租税との關係も論ぜられ、ひいては財政收入の變遷に就いても實質的根據を與へる事が出来るのである。これ古來、租税轉嫁論が財政學の中樞をなしたる所以である。

轉嫁論の研究には、二つの傾向が窺はれる。納税者及び課税物件の性質よりして大體いづれの租税が轉嫁しいづれの租税が轉嫁しないかを決定し、其標準に基き轉嫁論を樹てるのである。他の一派は此大體論に對し疑問を投げ、箇々の場合に於ける轉嫁の實情を明かにせんとしてゐる。前者は、轉嫁論を積極的に建設せる點に於て其功績を認むべく、轉嫁の形式を一般的に定めたる意味に於て實益を齎してゐる。然し轉嫁は元來實質的關係であり、法の擬制を打破すべき現實の事情である。従つてそれが立法者に豫期せられてゐる場合 (*gewollte Überwälzung*) の外に豫期に反する事 (*Unbeabsichtigte Überwälzung*) もあり得るのである。要するに轉嫁關係は其時其所の經濟上の實力關係に立脚して定むべく、かの概括的に定められた形式論はこの實在の事情により修正せられる必要がある。茲に箇別的實證的研究が発生するのである。

轉嫁に關する學說を辿ると、財政學史經濟學史を繰返へす事になる。この目的の爲めには *Kaizl*、*Seligman* 等の研究がある。殊に *Seligman* は古今東西の學說を網羅したる後に十一箇條の租税轉嫁の法則⁸⁾ に到達したのである。か

8) *Kaizl*; Die Lehre von der Überwälzung der Steuern9) *Seligman*; ebenda p. 219—254

くて轉嫁に關する演繹的研究は益々精緻を加へ、或る貨物の需要が弾力性に富んでゐるかどうか、その産業には自由競争が行はるゝや、又は獨占なりや、其貨物の生産は收益恒常、遞減、遞増の何れの法則に従ふや等の各場合に及んでゐる。然し考へ方によれば、かくの如き多くの標準を齎して來たと云ふ事は、租税の轉嫁關係が千差萬別であつて、從來の如き唯一の標準のみでは解決し難き多くの例外の存する實證でなからうか。果して然らば歸納的研究の必要は益々加つて來た譯である。私は、租税の轉嫁を考究するに際し、*Lotz*¹⁰⁾ の主張に基き、實證的研究を志したのである。

10) *Lotz*; Einige Ergebnisse der Steuerüberwälzungslehre für die Steuersystematik (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung 1910. S.562)

Lotz; Finanzwissenschaft S. 221

第二節 租税轉嫁に關する二種の統計的研究

租税轉嫁の問題は主として間接消費税を中心として起る。従つて租税轉嫁に關する統計的研究を試みるに當つても間接消費税が問題の重心をなさねばならぬ。

間接消費税の轉嫁の統計的研究を分ちて大體二つとする事が出来る。一つは社會的原則を主眼とするものであつて、先づ間接消費税は全部又は大部分轉嫁するものと定め、其の轉嫁が各社會階級の負擔の上に如何なる影響を及ぼすかを調べたものである。二は寧ろ經濟的原則と關係深きものにして、或特定の經濟事情の下に於て果して如何なる轉嫁關係が行はれてゐるかを実證的に研究するのである。換言せば第一は、かくかくの租税はかくかくの轉嫁をするものなりと云ふ事を定め置き、其推定せられし轉嫁の結果を數字的に示したものである。第二は、かくかくの租税はかくかくの場合に果して轉

嫁するものなりや、轉嫁するとしても如何なる態様をとるやを統計的に調べたものである。第二の研究が前提となつて第一の研究が成立する譯である。社會的原則を主とせる研究及び經濟的原則を主とせる研究の二つに分ち、租税轉嫁に關する二種の統計的研究を説明する。

第一款 社會的原則を主とせる研究

社會的原則を主とせる租税轉嫁の統計的研究は生計調査の結果を其根本材料としてゐる。蓋し各消費者が幾何の間接消費税を負擔してゐるか、又その負擔額が消費者の所得金額と如何なる關係に立つかを調査するが爲めには、間接消費税の納税者たる生産者の側を見るよりも、寧ろ擔税指定者たる消費者の生計状態を明かにせねばならぬからである。代表的のものとして Lassalle 及 Engel, Neumann, Mombert, Gerloff の諸研究を挙げ、其大要を説明する。

1 Engel 及 Lassalle

Ernst Engel は千八百五十七年にその有名なる生計調査の結果として「家族が貧しければ貧しい程、總經費中の多くの部分が食費に使用せられる」と断定し、更に「他の事情にして異らざれば、食費が物質的生活の標準を示す」と結んでゐる。同時に「貧しき階級は相對的には間接税の最大部分を負擔せねばならぬ」「家族が貧しければ貧しい程、その間接税負擔額は相對的に増加す」と云つてゐる。¹¹⁾ 貧しければ貧しき程食物に投ずる經費の割合が大となる事と、間接税の多くが食料品を課税してゐる事との、二つの事實を考へ合すと、その結論たる間接税逆進論は當然に生れてくるのである。而して「家族が貧しければ總經費の大部分が食費に使用せらるる」の所謂エンゲルの法則に關しては Engel は數字を用ひて證明してゐるが、貧しき階級は相對的には間接税の最大部分を負擔せねばならぬの間接税逆進論に就いては、單にエンゲル法則より演繹したのみであつて、何等の統計的研究をも試みてゐないのである。

次に此種の研究に於て、最も注目すべき一人として、Ferdinand Lassalle を挙げねばならぬ。千八百七十四年に彼は Arbeiter-Programm u. Die indirekte Steuer und

11) Engel; Produktions- und Consumtionsverhältnisse des Königreichs Sachsen. S.28—31

die Lage der arbeitenden Klassen を公けにし、前者に於て「租税と階級闘争」に關する彼の確信を示し、更に後者に於ては博引旁搜し獨逸の學者はもとより Boisjart, Illibert, Say, Simon de Sismondi, Adam Smith 等の英佛學者の所説をも引用して悉く自己の説の裏書に利用してゐる。主眼は Arbeiter-Programm にあるから、少しく之を紹介する。¹²⁾

中世に於ては土地貴族が特權を有する支配階級であつて、租税負擔を免れ國家の經費を凡て被支配階級に轉嫁したのである。佛蘭西大革命が此等土地貴族を倒すに及びブルジョアが土地貴族に代つて支配階級の地位に上つた。彼等ブルジョアは直接税の納付額をもつて、選舉權獲得の最低限を定め自家の城壘を堅くしてゐる。而して逆進的の間接税を多額に徵收する事によつて、租税負擔を被支配階級に轉嫁するのである。

彼は更に直接税と間接税とを分類し、間接税が如何に不公平たるかを説明してゐる。

直接税は所得より徵收せらるゝものであるから、所得及び財産に比例して

12) Lassalle; Arbeiter-Programm. S.25—27

ゐる。然るに間接税は欲望充足に關連して課税するものであつて、擔税者は消費物に對し税額だけ多額の價格を支拂ふ事により無意識に納税してゐる。間接税は直接税と違つて非常に不公平である。蓋し、或人の二十倍、五十倍、百倍の富を有してゐた所で、鹽、パン、肉を消費し、麥酒、葡萄酒を飲用し、燃料を使用する事が、決して其人の二十倍、五十倍、百倍に上らないからである。

更に彼は千八百五十五年に於けるプロイセンの歳計をあげ、公平なる直接税が如何に僅の部分をおめ、貧しければ貧しき程逆進的に高率を課する間接税が如何に大なる部分を占むるかを、數字的に示してゐるのである。

第一表 千八百五十五年に於けるプロイセンの租税負擔表
(單位百萬ターラー)(Lassalleの計算)

階級所得税(三)	直接税(一三)	租税負擔總額(二〇八)
階級所得税(三)	附加税(二)	本來の間接消費税(六五)
階級所得税(三)	附加税(二)	
階級所得税(三)	附加税(二)	

地租(一〇)	營業稅(三)	鹽專賣(八)	司法手数料(九)
地租(一〇)	營業稅(三)	鹽專賣(八)	司法手数料(九)
地租(一〇)	營業稅(三)	鹽專賣(八)	司法手数料(九)
地租(一〇)	營業稅(三)	鹽專賣(八)	司法手数料(九)

第一表を見るに、彼は直接税を出来るだけ少く評價し、間接税をなるべく多く見積つてゐる。彼の説によれば、地租は穀物の値段に包含せられてパンの消費者に轉嫁するのであるから、間接税に屬する様である。司法手数料を間接税中に數へる所にも無理がある。然し、間接税が直接税の七倍に達すと云ふ事は非常な注意を惹いたのであつた。獨逸の最近の租税論が、此等の小冊子からどんな影響を受けたかは云ふ迄もない。かの「統計的、科學的」なる形容詞は Lassalle の好んで用ひる所である、間接税は凡て轉嫁するものなりとの假定より出發し、且つ統計數字を用ひたのはプロイセンの豫算の分析のみであるから、其程度で彼の説は「科學的」であり且つ「統計的」であり得る譯である。尙 Lassalle は穀物課税による穀物の騰貴が勞銀の騰貴を促がし結局企業家及び資本家に轉嫁せらるゝ事になると云ふ説を詳細に反駁してゐる。

Thomas Tooke の A history of prices and of the state of the circulation during the years 1793-1856 の中にある¹³⁾

第二表 勞銀と穀價との關係表(Tookeの書物より Lassalle が引用す)

勞	銀		穀		價	
	一七八一年	一八〇一年	一七八一年	一八〇一年	一七八一年	一八〇一年
大工	二志六片	三志三片	小麥	四九志六片	一三四志五片	
煉瓦積	二志四片	三志	大麥	二九志四片	六九志一片	
石匠	二志八片	二志一〇片				
鉛屋根匠	三志	三志三片				

の數字をあげ、穀價の騰貴に勞銀が追隨せざる事を示し、結局穀物課税は勞働者の負擔に歸する事を明かにしてゐる。

Engel と Lassalle との研究方法は偶然にも共通點を有し、従つて Lassalle が Engel の講演 Die Volkszählungen, ihre Stellung zur Wissenschaft und ihre Aufgabe in der Geschichte¹⁴⁾ を自説の辯護に援用してゐるのも決して不自然ではない。然し兩者共に轉嫁關係の本體には統計的研究方法を用ひず、寧ろ轉嫁したと假定した結果を數字で説明してゐるのである。

二 Neumann

Fr. T. Neumann が千八百九十五年に Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland に論じてゐる所も、主として社會的の原則を中心としたる租税轉嫁の統計的研究である。

勿論 Neumann は租税の轉嫁が如何にして行はれるかの問題を全く無視してゐるのではない。彼は、穀物、脂肪、肉、砂糖の價格を英國和蘭とプロイセンとに就き比較したのである。本來此等の商品の價格はプロイセンにては英國和蘭よりも低かりしものが、輸入關稅が設けられて以來と云ふものは反つてプロイセンに於ける價格の方が高くなつたのである。これ全く關稅の齎した結果であると彼は説明してゐる。試みに Neumann の數字を引用すると次の如くである。¹⁵⁾

第三表 英國と獨逸とに於ける小麥及び豚肉の價格比較表 (Neumann の調査)

15) Neumann; Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland. S.20—23

13) Lassalle; Die indirecte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen. S. 34—43.

14) Lassalle; Die indirecte Steuer. S.99—102.

小麥一噸當り平均價格		豚肉一キロ平均價格	
英國	プロイセン	倫敦	柏林
一八七五—七九年	二二三麻	一六六一—七〇年	一〇八片
一八八一—八五年	一八〇麻	一八八七年	關稅制定
一八八六—九〇年	四三麻	一八八八年	一二〇片
		一八八九年	九四片
		一八八九年	一〇一
			九九片
			一三〇片
			一四四片

單に小麥及び豚肉に限らず其他脂肪、パン、麥粉、鹽、砂糖、石油に就いて見るに、關稅制定前には獨逸の方が英國よりも非常に廉價なりしものが、關稅制定を期として兩者の關係が逆になつてゐる。Neumann は其解決の鍵を求めた結果、英國和蘭が自由貿易をとれるに獨逸が關稅主義を奉じてゐる事が其原因であると云ふのである。

Neumann の統計的研究の重心は、關稅が轉嫁するや否やの問題よりも、寧ろ、關稅其他或種の租稅の全部又は一定部分が轉嫁する事を假定して、その負擔

が各所得階段の間に如何に分配せられてゐるかを研究した點である。

Neumann は五百二十六の家計簿を蒐集し、¹⁶⁾それを基礎として轉嫁關係を數字的に示したのである。五百二十六の家計簿の中、彼は更に信賴すべき七十六の家計簿を選び、此を所得の大小に應じて、八百麻以下の所得を有する家庭十三、八百麻乃至千二百麻の階段二十八、千二百麻乃至二千麻の所得階段に屬する家庭十八、二千麻乃至四千麻五家庭、四千麻乃至一萬麻を五、一萬麻以上七と都合六階段に分ち、各所得階段につき間接消費稅額と所得金額との割合を求めたのである。これが算定の基礎として、彼は、間接消費稅の課稅物件たる

(一)鹽 (二)砂糖 (三)珈琲 (四)石油 (五)脂肪類 (六)パン、麥粉、米 (七)煙草 (八)葡萄酒 (九)火酒 (十)麥酒 の消費量及び消費額を各家庭につき計算してゐる。

第四表が其結果である。¹⁷⁾

第四表 獨逸に於ける各間接消費稅負擔額表(Neumann の計算)

第一類 鹽、砂糖、珈琲

16) Neumann; a. a. O. S. 16—19

17) Neumann; a. a. O. S. 255—263

二千麻乃至四千麻	一、三〇〇	一、六五	二、三三三・六	〇・三九一〇・七
千二百麻乃至二千麻	一、四〇〇	一、六九	二、七二五・四	〇・四五一・八
八百麻乃至千二百麻	一、四〇〇	一、七〇	二、九一三・七	一、三九一・二
八百麻以下	一、三〇〇	一、五	三、六一七・三	二、七五三・九

第五類 煙草、葡萄酒、火酒、麥酒

所得階段	煙草		葡萄酒		火酒		麥酒		計
	消費量消費額	消費税負擔	消費量消費額	消費税負擔	消費量消費額	消費税負擔	消費量消費額	消費税負擔	
一萬麻以上	約 三六〇	三・六	約 八・八	八・八	約 一・七	一・七	約 一・七	一・七	〇・九一
四千麻乃至一萬麻	二・五	二・五	〇・八	〇・八	一・〇	一・〇	一・三	一・三	〇・五九
二千麻乃至四千麻	一・五	一・五	〇・六	〇・六	〇・七	〇・七	〇・八	〇・八	〇・四四
千二百麻乃至二千麻	六	一・六	〇・三	〇・三	〇・六	〇・六	〇・七	〇・七	〇・三六
八百麻乃至千二百麻	九・一〇	二・三	〇・三	〇・三	〇・五	〇・五	〇・六	〇・六	〇・二六
八百麻以下	約 三・一	〇・一	〇	〇	〇・五	〇・五	一・八	一・八	〇・四
	(封度)	(麻)	(麻)	(麻)	(麻)	(麻)	(麻)	(麻)	(麻)
	絕對額	相對額	絕對額	相對額	絕對額	相對額	絕對額	相對額	絕對額
	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)	所得に對する消費税負擔の割合(%)

Neumann は、第四表に於て消費量消費額より間接消費税負擔額を算定するに當り、納税額の全體が消費者に轉嫁したるものと假定してゐる。但しパン、

麥粉、脂肪の關稅については、景氣の變動に伴ひ、或は内地でその全部を負擔し又は内地と外國とでそれを共同負擔をする場合があるが故に、彼は、五〇%負擔の場合を最低とし一〇〇%負擔の場合を最高とし二様の計算を施してゐる。第四表の數字を合計して、各所得階段に於ける間接消費税の全體の負擔を算定すると第五表を得るのである。¹⁸⁾

第五表 各所得階段に於ける間接消費税の全負擔割合表(Neumannの調査)

所得階段	間接消費税負擔の所得金額に對する割合(%)					
	鹽	砂糖及び咖啡	石油	煙草	酒類	パン、麥粉
一萬麻以上	〇・三	〇・三	〇・七	〇・三	〇・五	〇・二〇・三
四千麻乃至一萬麻	〇・五	〇・四	〇・三	〇・八	〇・四	〇・三〇・三
二千麻乃至四千麻	〇・三	〇・三	〇・一	〇・八	〇・三	〇・元一〇・七
千二百麻乃至二千麻	〇・二	〇・三	〇・六	〇・三	〇・四	〇・九一・八
八百麻以上千二百麻	〇・元	〇・三	〇・七	〇・三	〇・四	一・元一・三
八百麻以下	〇・五	〇・七	〇・元	〇・三	〇・四	二・七五・元
						〇・八一〇・六
						四・五七・六

本表を見ると、煙草酒類を除き、間接消費税の負擔に共通せる一現象が存し

18) Neumann; a. n. O. S. 255—263

てゐる。所得金額が大となるに従ひ、消費税が所得に對して占むる割合の少くなつてゐる事が、これである。而してこの逆進的の趨勢は、各家庭の負擔する間接消費税の合計を算定する事によつて、明瞭に示されるのである。間接消費税負擔の最低の數字をとれば、八百麻以下の所得階段にては所得の四五％を消費税として負擔してゐるのに、所得階段の上るにつれ漸次その割合を減じ、遂に一萬麻以上の階段に至ると一・三％の數字になつてゐる。更に、最高の數字に就いても、同様に逆進の現象あるを見るのである。八百麻以下の所得階段の負擔する消費税の税率七・二八％に比較すると、一萬麻以上の所得階段の税率一・二六％は、恰も六分の一に當つてゐる。注目すべき事である。更に Neumann は Oberschlesien にて調査した四百五十の家計簿の一部と瑞西の家計簿とに就き、各所得階段毎に於ける間接消費税負擔の割合を算出したのである。勿論瑞西の分は獨逸と同じ間接消費税が課せられると假定した結果である。Oberschlesien の分と瑞西の調査とを比較し、それに前掲の結果を對照すると、次の數字を得る事が出来る。

第六表 各地方に於ける各所得階段の間接消費税負擔割合比較表 (Neumann の調査)

所得階段	間接消費税負擔の所得金額に對する割合(%)		
	Oberschlesien	瑞西	前掲調査
一萬麻以上	不明	不明	一・二—一・三
四千麻乃至一萬麻	—	一・四—一・六	一・六—一・九
二千麻乃至四千麻	二・七—三・八(一九一家庭)	一・六—二・四	一・七—二・二
千二百麻乃至二千麻	二・七—三・八(一九一家庭)	二・〇—二・八	二・七—三・八
八百麻乃至千二百麻	三・七—五・二(二〇二家庭)	二・七—三・八	三・七—五・二
八百麻以下	四・五—七・三(二七家庭)	不明	四・五—七・三

Neumann の調査は非常に暗示に富んでゐる。然し、轉嫁が五割又は十割必ず行はれるものとして其負擔を算定してゐる所に議論の餘地があり得るのである。

三 Mombert

Paul Mombert の研究は Die Belastung d's Arbeiter Einkommens durch die Kornzölle, 1901. に發表せられてゐる。家計簿を利用した事は Neumann と同様であるが、

Neumann が凡ての間接消費税を網羅したのに對し、彼は單に穀物關稅に就いて轉嫁の程度を研究したのである。

轉嫁それ自身の統計的研究に至つては、MombertはNeumannと同様に極めて簡單に片付けてゐる。¹⁹⁾ Adolf Wagner が「穀價の騰貴がパンの價格に影響する事は考へ得られる。然し、パンの價格は麥粉以外の他の要素に強く支配せられて變動するものなるが故に、必ずしも穀價の騰貴だけパンの價格が騰貴するものなりとは云ひ得ない」と主張せるを批評し、更に穀物關稅とパンの價格との關係を説く爲めにLaspeyres, Metzlerを引用してゐる。結局穀物關稅はパンの價格を高めるものであるから、最後は消費者の負擔に歸すると云ふのである。

Mombertの研究の重心は、寧ろ各家計簿につき穀物關稅の負擔を調査した點に存してゐる。彼はWörtschofer「Die soziale Lage der Fabrikarbeiter in Mannheim」1891.「Die soziale Lage der Cigarrenarbeiter in Großherzogtum Baden」1890. Fuchs「Die soziale Lage der Forstheimer Bijouteriearbeiter」1901. Ballin「Der Haushalt der arbeitenden

19) Mombert; Die Belastung des Arbeitereinkommens durch die Kornzölle S. 3—8

Klasse」1883.「Frankfurter Arbeiterbudgets」1890. Schlieben「Untersuchungen über das Einkommen und die Lebenshaltung der Handwerker im Bezirke der Amtshauptmannschaft Zittau」より二百以上の家計簿を蒐集し、その中更に消費物の價格並に數量の完備したものの七十五を選び、統計的加工を施したのである。²⁰⁾

當時の穀物關稅は、穀物二Zentner(百キログラム)につき三麻五十片を課したのであつた。Mombertの考によれば、穀物百キログラムにつき三麻五十片の課稅が其儘に麥粉の價格に加はり更にパンの價格にうつるのである。然らば、各家計に於て消費する麥粉及びパンと穀物との關係を明かにして、穀物關稅が果してどれだけ轉嫁せられてゐるかを調べねばならぬ。彼は次の方式を示してゐる。²¹⁾

- 一キログラム小麥粉——一・三三キログラム小麥
- 一キログラム裸麥粉——一・五四キログラム裸麥
- 一キログラム白パン又は黒パン——一・一〇キログラムの小麥又は裸麥

彼は、此方式を基礎として、如何に穀物關稅が生計の上に影響したかを各職

20) Mombert; a. a. O. S. 10

21) Mombert; a. a. O. S. 11—12

業に屬する人に就いて調査したのである。第七表がそれである。

第七表 一成年者の負擔する穀物關稅と所得との關係表 (Mombertの調査)

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者 當り年所 得(麻)	一成年者 當り消費 量(ラム)	現行三・五〇麻 の關稅に基く年 所得に對する割合		關稅五〇片當り 年負擔 所得に對する割合	
				絕對額 (麻)	(%)	絕對額 (麻)	(%)
二百麻以下の所得階段	一、織 布 人(Zittan)	九	一六〇	五・〇〇	五・六	〇・八〇	〇・八一
	二、同	一〇四	二九九	一〇・四七	一〇・一	一・五〇	一・四四
	三、同	一〇七	二八二	九・八七	九・二	一・四一	一・三〇
	四、同	二六	一八八	六・五八	五・七	〇・九四	〇・八二
	五、同	二八	一六四	五・七四	四・九	〇・八二	〇・六九
	六、同	二七	三三九	八・〇三	六・八	一・二五	〇・九七
	七、同	二七	三四	七・八四	六・二	一・二二	〇・八八
	八、同	三三	三五三	八・八二	六・六	一・三六	〇・九五
	九、同	一三七	二八七	一〇・〇五	七・三	一・四四	一・〇五
	一〇、同	一四	二六八	九・三六	六・六	一・三四	〇・九四
	一一、同	一四	一八七	六・五五	四・五	〇・九四	〇・六五
	一二、同	一四	二六七	九・三五	六・四	一・三四	〇・九三
	一三、同	一五	一四	六・六	四・五	〇・九七	〇・六四

22) Mombert; a. a. O. S. 54, 55, 60

二百麻乃至三百 麻の所得階段	調査番號及び職業別	一成年者 當り年所 得(麻)	一成年者 當り消費 量(ラム)	現行三・五〇麻 の關稅に基く年 所得に對する割合		關稅五〇片當り 年負擔 所得に對する割合	
				絕對額 (麻)	(%)	絕對額 (麻)	(%)
	一四、卷煙草労働者(Baden)	一五	二六八	九・三六	六・一	一・三四	〇・八八
	一五、織 布 人(Zittan)	一五	三〇九	一〇・八三	七・一	一・五五	一・〇二
	一六、卷煙草労働者(Baden)	一六	二四	八・四四	五・三	一・二二	〇・七七
	一七、織 布 人(Zittan)	一六	二七	九・五	六・〇	一・三	〇・八五
	一八、同	一六	二四七	八・六五	五・四	一・二四	〇・七八
	一九、同	一六	二四〇	八・四〇	五・三	一・三〇	〇・七五
	二〇、同	一六	二八二	九・八七	六・一	一・四二	〇・八八
	二一、同	一六	二九七	一〇・四〇	六・四	一・四九	〇・九三
	二二、同	一七	二二	七・四三	四・三	一・〇六	〇・六二
	二三、化學工場労働者(Mannheim)	一七	一六	六・五二	三・七	〇・九	〇・五
	二四、織 布 人(Zittan)	一八	二七九	九・七七	五・四	一・四〇	〇・七七
	二五、同	一八	三三	一一・三	五・九	一・六三	〇・八五
	二六、織 布 人(Zittan)	一〇	三三	一一・六	五・七	一・六七	〇・八三
	二七、卷煙草労働者(Baden)	一〇	三三	七・八八	三・九	一・一三	〇・六
	二八、織 布 人(Zittan)	一〇	二五	八・七九	四・三	一・三六	〇・六〇
	二九、鐵道労働者(Frankfurt)	一〇	一五	三・〇一	五・四	一・七三	〇・七七
	三〇、卷煙草労働者(Baden)	一一	二五	五・四	二・四	〇・七六	〇・三
	三一、織 布 人(Zittan)	一一	二五	一〇・三	四・五	一・四八	〇・六四
	三二、同	一一	三〇	一一・〇	四・八	一・六〇	〇・六九
	三三、化學工場労働者(Frankfurt)	一一	一四	五・〇五	二・一	〇・七三	〇・三

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者 當り年所 得(麻)	一成年者 當り年所 消費物 (キログラム)	現行三・五〇麻 の關稅に基く年 負擔の關稅	所得に對 する割合(%)	關稅五〇片當り 年負擔 絕對額(麻)	所得に對 する割合(%)
三百麻乃至四百 麻の所得階段	三四、工場労働者(研師)(Mannheim)	三三	三九	八・七三	三七	一・三五	〇・三
	三五、皮革工場労働者(Mannheim)	三三	三九	一〇・四七	四四	一・四	〇・三
	三六、織 布 人(Zittau)	三四	三三	一一・三八	四七	一・四	〇・六
	三七、卷煙草労働者(Baden)	三三	三三	一〇・三三	四三	一・四	〇・〇
	三八、寶 玉 労働者(Pforzheim)	二七	二九	六・九〇	二四	〇・九	〇・三
	三九、卷煙草労働者(Baden)	二九	二九	七・八一	二五	一・〇	〇・三
	四〇、卷煙草労働者(Baden)	三〇	一四	五・三六	一八	〇・七	〇・六
	四一、日 傭 労働者(Frankfurt)	三三	三四	一・一九	〇・三	〇・一七	〇・〇
	四二、卷煙草労働者(Baden)	三三	一七	六・〇三	一九	〇・六	〇・七
四百麻乃至五百 麻の所得階段	四三、同	三三	一〇	五・〇	一七	〇・八	〇・三
	四四、ムム工場労働者(Mannheim)	三三	一〇	七・二	二二	一・〇	〇・三
	四五、卷煙草労働者(Mannheim)	三三	一五	四・四	一六	〇・七	〇・三
	四六、工場日傭労働者(Mannheim)	三三	三三	七・八一	二二	一・三	〇・三
	四七、寶 玉 労働者(Pforzheim)	三三	二七	九・七〇	二八	一・六	〇・四
	四八、セメント工場労働者(Mannheim)	三三	二七	一〇・〇	二八	一・六	〇・四
	四九、卷煙草労働者(Baden)	三三	二六	七・五	二二	一・四	〇・三
	五〇、同	三三	一八	六・四	一八	〇・九	〇・六
	五一、寶 玉 労働者(Pforzheim)	三三	二二	九・八	二七	一・四	〇・三
五二、工場労働者(型師)(Mannheim)	三三	三三	七・八	二二	一・三	〇・三	
五三、織 布 人(Zittau)	三三	三三	七・二	二二	一・三	〇・三	
五四、同	三三	三三	一三・八	三四	一・八	〇・四	
五五、寶 玉 労働者(Pforzheim)	三三	三三	一三・五	三四	一・八	〇・四	
四百麻乃至五百 麻の所得階段	五六、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三五	七・八	二〇	一・三	〇・六
	五七、卷煙草労働者(Baden)	四〇	二四	七・四	一八	一・〇	〇・六
	五八、同	四〇	二五	八・六	二二	一・三	〇・三
	五九、市場従業員(Balln)	四〇	一六	五・九	一四	〇・八	〇・三
	六〇、工場労働者(鋳物師)(Mannheim)	四〇	二四	七・四	一七	一・〇	〇・三
	六一、時計 圖 工 師(Baden)	四〇	二九	一〇・三	二二	一・四	〇・三
	六二、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	八・〇	一八	一・二	〇・七
	六三、工場労働者(製陶工)(Mannheim)	四〇	三五	八・三	二〇	一・三	〇・六
	六四、労働者(藥局従業員)	四〇	三三	八・三	一八	一・二	〇・六
	六五、工場労働者(鉛ヤギ)(Mannheim)	四〇	三三	七・〇	一六	一・〇	〇・三
	六六、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	八・四	一八	一・三	〇・三
	六七、同	四〇	三三	八・四	一七	一・三	〇・三
五百麻乃至六百 麻の所得階段	六八、工場労働者(旋盤工)(Mannheim)	四〇	三三	七・四	一五	一・〇	〇・三
	六九、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	三・九	〇・七	〇・五	〇・一〇

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者 當り年所 得(麻)	一成年者 當り年所 消費物 (キログラム)	現行三・五〇麻 の關稅に基く年 負擔の關稅	所得に對 する割合(%)	關稅五〇片當り 年負擔 絕對額(麻)	所得に對 する割合(%)
四百麻乃至五百 麻の所得階段	五〇、同	三三	一八	六・四	一八	〇・九	〇・六
	五一、寶 玉 労働者(Pforzheim)	三三	二二	九・八	二七	一・四	〇・三
	五二、工場労働者(型師)(Mannheim)	三三	三三	七・八	二二	一・三	〇・三
	五三、織 布 人(Zittau)	三三	三三	七・二	二二	一・三	〇・三
	五四、同	三三	三三	一三・八	三四	一・八	〇・四
	五五、寶 玉 労働者(Pforzheim)	三三	三三	一三・五	三四	一・八	〇・四
	五六、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三五	七・八	二〇	一・三	〇・六
	五七、卷煙草労働者(Baden)	四〇	二四	七・四	一八	一・〇	〇・六
	五八、同	四〇	二五	八・六	二二	一・三	〇・三
	五九、市場従業員(Balln)	四〇	一六	五・九	一四	〇・八	〇・三
	六〇、工場労働者(鋳物師)(Mannheim)	四〇	二四	七・四	一七	一・〇	〇・三
	六一、時計 圖 工 師(Baden)	四〇	二九	一〇・三	二二	一・四	〇・三
六二、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	八・〇	一八	一・二	〇・七	
六三、工場労働者(製陶工)(Mannheim)	四〇	三五	八・三	二〇	一・三	〇・六	
六四、労働者(藥局従業員)	四〇	三三	八・三	一八	一・二	〇・六	
六五、工場労働者(鉛ヤギ)(Mannheim)	四〇	三三	七・〇	一六	一・〇	〇・三	
六六、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	八・四	一八	一・三	〇・三	
六七、同	四〇	三三	八・四	一七	一・三	〇・三	
五百麻乃至六百 麻の所得階段	六八、工場労働者(旋盤工)(Mannheim)	四〇	三三	七・四	一五	一・〇	〇・三
	六九、寶 玉 労働者(Pforzheim)	四〇	三三	三・九	〇・七	〇・五	〇・一〇

Mombert は更に家族の數と穀物關稅の負擔との關係を調べてゐる。第九表が其結果である。²³⁾

第九表 家族數と穀物關稅負擔との關係表(Mombertの調査)

家族數	穀物關稅負擔額(麻)	所得に對する割合(%)
一〇人(三家庭)	五五・四〇	六・四
九人(二家庭)	六二・八五	五・二
八人(八家庭)	四七・七四	三
七人(五家庭)	四六・三九	二・六
六人(八家庭)	三三・七五	四・六
五人(一三家庭)	三〇・九六	三・六
四人(二一家庭)	二四・一四	三・四
三人(五家庭)	一八・七三	二・四
二人(一〇家庭)	一九・二四	五・七

所得に對する穀物關稅の割合は非常に不規則であるが、穀物關稅負擔の絶對額は一定の關係に支配せられてゐる。十人の家族と九人の家族との關係は多少不同を示してゐるが、二人の家族の穀物關稅負擔額が十九麻十四片な

23) Mombert; a. a. O. S. 14

るに對し、九人、十人の家族の場合には五十五麻四十片、六十一麻八十九片にして、後者は前者の三倍である。同一所得の家庭に於ては、子供の數が多ければ多い程穀物關稅が強くと云ふ事實は演繹的にも證明せられるのであるが、第九表に於ても大體之を察する事が出来る。只第九表の材料となつてゐる家庭は、其所得が千差萬別であつて、必ずしも此種の目的に適當した調査材料とは云へないのである。

かくて Mombert は、轉嫁したと假定した穀物關稅につき、その影響を種々の方面より統計的に研究したのである。

四 Gerloff

Neumann の研究に一步を進めたのは、Wilhelm Gerloff が *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik* 1908. S. 1—14, 145—172 に發表したる論文 *Verbrauch und Verbrauchsbelastung kleiner und mittlerer Einkommen in Deutschland um die Wende des 19. Jahrhunderts* である。Gerloff は Neumann の門下にして恩師の研究に刺戟せられて、恩師の研究を發展せしめたのである。

Gerloff は、從來の研究と異り、材料の吟味を各種の方面に於て試みたのであつた。²⁴⁾

第一は調査主體である。彼は合計千六十九の家庭について調査したのであるが、其中より伯林市統計局調査にかゝる八百八十九(九百八十の材料の中に不適當のもの九十一あり)を除きたる殘餘百八十が確實なる材料として、専ら用ひられたのである。其材料を分類すると、

- 一、千九百年乃至千九百五年のバイエルン工場監督官報告
 - 二、Nürnberg の労働者の家計(千九百一年 Nürnberg 労働局)
 - 三、千九百六年に於ける Hamburg 小學校教員の家計
 - 四、郵便局備人の家計(千九百三年獨逸郵便新聞)
 - 五、Karlsruhe 地方の工業労働者事情(フックス研究、千九百四年)
 - 六、二人の工場労働者の家計(私刊行物、千九百六年)
 - 七、Krefeld, Stetin, Leipzig 及び其他の都市に於ける七種の家計
- の七種である。即ち百八十の家庭中で労働者は百六にして、他の七十四は教

24) Gerloff; Verbrauch und Verbrauchsbelastung kleiner und mittlerer Einkommen in Deutschland um die Wende des 19. Jahrhunderts. S. 5—9

員及び郵便局事務員である。此等百八十の家庭は、平均家族數四・二人である。最初材料を蒐集するに際し、獨身者の家計簿、多人數の家族を有する家計簿を除外したから、何れの家庭の家族數もこの平均家族數と大差がないのである。第二、調査客體として、各家庭の收入支出の状況を調べ、以て間接消費税の負擔關係を明かにしたのである。Gerloff は、大體 Neumann の先例に基き、所得階段を次の如くに分類してゐる。

所得階段	伯林市統計局調査	其他の百八十の調査	計
四千麻乃至六千麻	—	九	九
二千麻乃至四千麻	三〇	六	三六
千二百麻乃至二千麻	四	元	七
八百麻乃至千二百麻	—	五	六
八百麻以下	—	—	五

支出の方面としては、特に間接税の課税物件に就き、その消費量、消費額及び租税負擔額を調べてゐる。即ち、各消費者が、(一)鹽(二)砂糖(三)珈琲(四)石油(五)脂肪(六)肉(七)穀物(八)煙草(九)火酒(十)麥酒を幾何消費し、且つこれによつて幾何の間接

消費税を負擔せりやを計算したのである。關税の全額及び半額を、關税負擔の最高最低とせし事は、Neumannの場合と同様である。尙砂糖消費税は、一〇〇キログラムにつき二十麻の場合と十四麻の場合とがあつたから、これ亦最高最低の二場合に分つたのである。尙参考の爲めに州及び地方團體に納付する直接税をも算定したのである。

第三は研究方法である。伯林の八百八十九の生計調査は尋問様式によつたので充分の信用を置くを得ないが、其他の百八十の調査は「滿一箇年繼續の記帳様式」であるから、安んじて此を利用する事が出来る。Gerloffは、材料の吟味せられてゐる後者を専ら利用し、前者には單に補充的の意味を附したるに過ぎない。

最後に、調査期間としては千九百年乃至千九百六年が採用せられてゐる。但しNumbersの材料は、特に正確なるものであるから、千八百九十九年二月一日に始まつてゐるに拘らず、例外的に採用せられたのである。Gerloffは大體此の方針に基き關税消費税の負擔の調査を各所得階段に就き試み、第十表を

得たのである。²⁵⁾

第十表 間接消費税の負擔額表(Gerloffの調査)

品物	所得階段	消費量(キログラム)		消費額(麻)	租税負擔	
		全體	一人當り		絶対額(麻)	所得に對する割合(%)
一、鹽	四千麻乃至六千麻	約 二・〇	約 三・三	約 二・〇	一・〇	〇・〇三
	二千麻乃至四千麻	約 一・五	約 三・八	約 三・〇	一・九	〇・〇九
	千二百麻乃至二千麻	約 一九・七	約 四・八	約 四・〇	二・四	〇・一五
	八百麻乃至千二百麻	約 三・五	約 六・三	約 五・〇	三・〇	〇・三三
	八百麻以下	約 二・〇	約 五・一	約 四・〇	二・四	〇・三三
二、砂糖	四千麻乃至六千麻	約 三	約 一三・二	約 三	七・三	〇・二六
	二千麻乃至四千麻	約 四	約 一〇・八	約 三	六・二	〇・三五
	千二百麻乃至二千麻	約 四	約 九・四	約 三	五・六	〇・四一
	八百麻乃至千二百麻	約 三・五	約 七・二	約 二	四・四	〇・四一
	八百麻以下	約 元	約 七・一	約 一	四・一	〇・三九
三、咖啡	四千麻乃至六千麻	約 六	約 四・一	約 六	六・〇	〇・一四
	二千麻乃至四千麻	約 三	約 三・〇	約 三	四・〇	〇・一八
	千二百麻乃至二千麻	約 一・八	約 四・一	約 三	三・〇	〇・四六
	八百麻乃至千二百麻	約 一・八	約 四・〇	約 二	三・〇	〇・四〇
	八百麻以下	約 九・五	約 二・五	約 七	四・〇	〇・五五

25) Gerloff; a.a. O. S. 9-44

品物	所得階段	消費量(キログラム)		消費額(麻)	租税	
		全體	一人當り		絶対額(麻)	負担割合(%)
四、石油	四千麻乃至六千麻	約 四	約 一〇・七	約 一〇・〇	三・一〇	〇・〇七
	二千麻乃至四千麻	約 一〇〇	約 二四・七	約 三〇・〇	七・〇〇	〇・〇六
	千二百麻乃至二千麻	約 七〇	約 一六・五	約 一六・〇〇	五・〇〇	〇・〇三
	八百麻乃至千二百麻以下	約 四〇	約 一三・〇	約 一三・〇〇	四・〇〇	〇・〇三
五、脂肪類	四千麻乃至六千麻	約 一五・五	約 三・八	約 二四	〇・八一・五	〇・〇三・〇〇
	二千麻乃至四千麻	約 一八・〇	約 四・四	約 二八	〇・九一・七	〇・〇三・〇〇
	千二百麻乃至二千麻	約 一六・五	約 四・〇	約 二四・五	〇・八一・五	〇・〇三・〇〇
	八百麻乃至千二百麻以下	約 一五・〇	約 三・四	約 二四	〇・七一・四	〇・〇三・〇〇
六、肉	四千麻乃至六千麻	約 二七	約 三・九	約 三九	四・一〇・八	〇・〇九・〇・八
	二千麻乃至四千麻	約 一三	約 二・〇	約 二六	二・五〇・四	〇・一〇・〇・〇
	千二百麻乃至千麻	約 一〇〇	約 一四	約 一四	二・二〇・四	〇・三〇・〇・六
	八百麻乃至千二百麻以下	約 六	約 九	約 九	一・三〇・三	〇・〇八・〇・二
七、穀物 (パン、麥粉、捏粉)	千二百麻乃至二千麻	約 七・七	約 一・五	約 一五	三・五〇・二	〇・〇八・〇・一
	八百麻乃至千二百麻	約 五	約 一・四	約 一四	二・一〇・三	〇・一〇・二・四
	四百麻乃至六百麻	約 三・二	約 九	約 九	一・二〇・一	〇・一四・二・八
	二百麻乃至四百麻以下	約 四	約 三	約 三	〇・八〇・一	〇・一四・二・八
八、煙草	四千麻乃至六千麻	約 五・二	約 九	約 九	四・〇〇	〇・〇九
	二千麻乃至四千麻	約 五・六	約 三	約 三	三・九〇	〇・一四
	千二百麻乃至二千麻	約 四・〇	約 八	約 八	二・七〇	〇・一三
	八百麻乃至千二百麻以下	約 六・〇	約 一	約 一	二・七〇	〇・一三
九、火酒	四千麻乃至六千麻	約 九・〇	約 一四・〇	約 一四・〇	三・八〇	〇・〇九
	二千麻乃至四千麻	約 五・〇	約 六・〇	約 六・〇	二・一〇	〇・〇九
	千二百麻乃至二千麻	約 三・五	約 二・〇	約 二・〇	一・三〇	〇・〇九
	八百麻乃至千二百麻以下	約 二・〇	約 一・〇	約 一・〇	〇・〇〇	〇・〇九
十、麥酒	四千麻乃至六千麻	約 四	約 一四	約 二二	五・四	〇・一〇
	二千麻乃至四千麻	約 五	約 一四	約 一四	三・七	〇・一〇
	千二百麻乃至二千麻	約 三	約 一三	約 一三	二・〇	〇・一〇
	八百麻乃至千二百麻以下	約 三	約 一三	約 一三	二・〇	〇・一〇

品物	所得階段	消費量(リットル)		消費額(麻)	租税	
		全體	一人當り		絶対額(麻)	負担割合(%)
七、穀物 (パン、麥粉、捏粉)	千二百麻乃至二千麻	約 七・七	約 一・五	約 一五	三・五〇・二	〇・〇八・〇・一
	八百麻乃至千二百麻	約 五	約 一・四	約 一四	二・一〇・三	〇・一〇・二・四
	四百麻乃至六百麻	約 三・二	約 九	約 九	一・二〇・一	〇・一四・二・八
	二百麻乃至四百麻以下	約 四	約 三	約 三	〇・八〇・一	〇・一四・二・八
八、煙草	四千麻乃至六千麻	約 五・二	約 九	約 九	四・〇〇	〇・〇九
	二千麻乃至四千麻	約 五・六	約 三	約 三	三・九〇	〇・一四
	千二百麻乃至二千麻	約 四・〇	約 八	約 八	二・七〇	〇・一三
	八百麻乃至千二百麻以下	約 六・〇	約 一	約 一	二・七〇	〇・一三
九、火酒	四千麻乃至六千麻	約 九・〇	約 一四・〇	約 一四・〇	三・八〇	〇・〇九
	二千麻乃至四千麻	約 五・〇	約 六・〇	約 六・〇	二・一〇	〇・〇九
	千二百麻乃至二千麻	約 三・五	約 二・〇	約 二・〇	一・三〇	〇・〇九
	八百麻乃至千二百麻以下	約 二・〇	約 一・〇	約 一・〇	〇・〇〇	〇・〇九
十、麥酒	四千麻乃至六千麻	約 四	約 一四	約 二二	五・四	〇・一〇
	二千麻乃至四千麻	約 五	約 一四	約 一四	三・七	〇・一〇
	千二百麻乃至二千麻	約 三	約 一三	約 一三	二・〇	〇・一〇
	八百麻乃至千二百麻以下	約 三	約 一三	約 一三	二・〇	〇・一〇

八百麻乃至千二百麻	二五	三	三	二六	〇・三五
八百麻以下	一〇	四	三	一六	〇・三

彼は、更に一般直接税の負擔額及び負擔割合を各所得階段にて調査し、これを第十表の間接消費税の調査と綜合して、第十一表の租税負擔合計表を算定したのである。²⁶⁾

第十一表 租税負擔合計表(Gerloffの調査)

所得階段	一般直接税		間接消費税		租税負擔合計	
	絕對額(麻)	所得に對する割合(%)	絕對額(麻)	所得に對する割合(%)	絕對額(麻)	所得に對する割合(%)
四千麻乃至六千麻	100.00	4.00	40.00	1.04	140.00	5.04
二千麻乃至四千麻	20.00	1.87	40.00	1.80	60.00	3.67
千二百麻乃至二千麻	13.33	0.79	40.00	2.89	53.33	3.68
八百麻乃至千二百麻	9.90	0.95	36.80	3.61	46.70	4.56
八百麻以下	3.50	0.35	36.80	3.61	40.30	4.06

直接税の場合には、その税率が〇・四九%より〇・九五%、〇・七九%、一・八七%、四・〇〇%と所得階段の大となるに従ひ増加してゐる。

直接税の累進的たるに反し間接消費税が逆進を示してゐる事は、第十一表で明かとなる。かくて Gerloff は材料の選擇吟味に力をつくして、この重大なる結論に達したのである。

五 批評

以上、社會的原則を主とする租税の統計的研究を Lassalle と Engel, Neumann, Mombert, Gerloff に就いて一瞥したのであつた。此種の研究の特色として舉ぐべきは、生計調査を用ひる事と且つ轉嫁の事實を豫め假定する事との二つである。

生計調査により間接消費税の負擔を研究する事は頗る困難なる仕事であるが、その齎す所は可なり大である。然し、此種の研究が成立し得る爲めには、その前提として比較的完備したる生計調査が存在してゐなければならぬ。高野博士が二十職工の家庭に就き生計調査を試みられて以來、我國でも可なり大規模なる且つ確實なる生計調査が續々發表せられてゐる。例へば、大阪市役所の "Cost of living among labourers in Osaka" 内務省衛生局の「東京市京橋區

26) Gerloff; n.a. O. S. 164
Handbuch der Finanzwissenschaft. S. 484

月島に於ける實地調査報告、東京府内務部社會課の「東京市及近接町村中等階級生計費調査」近くは協調會の「俸給生活者職工生計調査報告」に發表せられてゐる生計調査の如き、定めて巨額の經費と多大の苦心との結果になるものであらう。只遺憾な事は、我國に於て發表せられし此等の生計調査には、—原表は知らず—支出の内譯として單に消費物の價額のみが掲載せられ、その銘柄及數量に關する記述が全然缺けてゐるのである。かくては、此等の消費物が納税者たる生産者の手にある時に果して幾何の間接消費税を負擔せしや、從つて各消費者は結局幾何の間接消費税を負擔せりや、更に進んで各消費者の所得金額と間接消費税の負擔との關係は如何なる状態にありや等の問題は、此種の生計調査により解決し得ないのである。大正十五年秋より始められた、統計局の家計調査に就いては、此の點に於て期待する所が大である。

此種の統計的研究には、しばしば繰り返したるが如く、重大なる假定が横たわつてゐるのである。即ち納税者の負擔せし間接消費税が、原則として、五〇%乃至一〇〇%その課税物件と共に擔税指定者に轉嫁する事である。思ふ

に間接消費税が、納税者たる生産者の手を離れ最後に擔税指定者たる消費者の負擔に歸着する迄には、幾多の事情に支配せられ且つ影響せられるのである。第一に、課税物件そのものが、その納税者たる生産者より擔税者たる消費者に移る間に、量的質的に變化するのである。更に、租税の前拂ひ後拂ひの金融關係、其他生産者と消費者との間に存する各種の經濟上の強弱關係に基き、或は課税額以上のものが生産者より消費者に轉嫁せられ、又は以下のものが消費者に負擔せられるのである。課税物件そのもの及び轉嫁の税額にかくの如き動搖が存するが故に、納税者の支拂ひし租税の恰も一〇〇%が其儘に擔税者に轉嫁すると假定する事は、可なり冒險を伴ふのである。材料及び方法を充分に吟味したる Mombert, Gerloff の研究にも、此意味に於ては可なり批評の餘地が存してゐる。

かくて問題は、社會的原則を主とする研究を離れ、經濟的原則を目標とする「轉嫁の統計的研究」にうつるのである。蓋し經濟的原則を主とする統計的研究は社會的原則を主とする統計的研究の前提條件たるが故である。

第二款 經濟的原則を主とする研究

租税の經濟的原則を主としたるもの、即ち間接消費税が果して如何なる轉嫁關係をとるものなりやの問題に關しては種々の研究が發表せられてゐる。茲には其の代表的のものとして、Conrad, Schanz 及び Laspeyres の三者を擧げる事が出来る。

I Conrad

J. Conrad は、'Der deutsche Getreidezoll und der Getreidepreis' なる論文を *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik* 1881. S. 269—285 に發表し租税轉嫁の統計的研究を經濟的原則の立場より調べてゐる。

當時の獨逸に於ては、マンチエスター學派の影響著しく、關税を少しにても引上ぐれば、國內の物價は恰もそれだけ騰貴する、此意味に於て穀物關税と穀價との關係が特に密接であるとの説が新聞紙を賑はしてゐたのである。これに對し、關税が穀物の價格を通じて一般消費者に轉嫁するのは、しかく簡單

なる手續で行はるるものでなく、幾多の障害により轉嫁の作用を阻止せられるものであると、彼は主張してゐる。或は當時の經濟關係の如何によりては、少しも轉嫁せざるのみか、却つて物價の下落を來たす事もあり、又それとは反對に關税を口實にして關税以上に物價を引上げる事もあり得ると云ふのである。²⁷⁾

Conrad は、交通機關の完備してゐる今日に於ても地方的差異が案外勢力ありと信じてゐるのである。従つて關税區域に於て關税がどんな影響を穀物の價格の上に及ぼしてゐるか、關税區域外の穀價の變動と關税區域内の穀價の變動とはどんなに違つてゐるかを調べたのである。

問題となつてゐる穀物は、小麥と裸麥と大麥と燕麥との四つである。この四種の穀物が關税の影響を受けて如何に變動したかを調べる爲めに、千八百七十九年と千八百八十年との價格を比較し、更に千八百八十年の價格が千八百七十九年の價格の何パーセントに上つてゐるかを計算したのである。

彼は、プロイセン諸都市の穀價を調べる爲めには、*Zeitschrift des Knl. Preuss.*

27) Conrad; Der deutsche Getreidezoll und der Getreidepreis. S 269—270

Statistischen Bureaus を用ひ、其他の獨逸諸都市には *Monatshfte zur Statistik des deutschen Reichs*, *Zeitschrift des Kgl. Bayerischen Statistischen Bureaus* 等を利用してゐる。更にロシア、スイス、オランダ、ベルギー以外の外國の大都市に就いても穀價の調査を及ぼしたのである。第十二表はその結果である。²⁸⁾

第十二表 各地方に於ける穀物價格表(Conrad の調査)

	小 麥		裸 麥		大 麥		燕 麥	
	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年
東普魯森	106	112.6	117	115.5	116	114.1	113	113.6
西普魯森	110	103.3	117	117.6	114	112.7	111	119.5
ブランデンブルグ	106	106.8	113	119.6	117	117.3	115	117.7
ポメラニア	113	115.9	115	114.0	116	117.5	115	119.8
ポゼン	106	112.6	113	118.3	115	118.8	115	117
シレジア	110	110.0	117	113.3	113	110.2	114	114.0
ザクセン	114	116.3	115	113.2	113	108.5	113	107.7
シュレスwig-Holst.	101	118.7	114	110.8	117	111.1	114	117.7
ハンノーヴァー	116	112.3	114	115.9	115	112.4	115	115.7
ヴェストファレン	106	110.2	115	113.6	117	114.0	114	117.6

28) Conrad; a. a. O. S. 272 u. 273

Hessen Nassau Rheinland	一八七九年		一八八〇年		一八七九年		一八八〇年		一八七九年		一八八〇年	
	兩者の 百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の 百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の 百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の 百分比	一八七九年	一八八〇年
Preuss. Staat	106	111.3	110.0	115	103	110.1	110	112.3	110	110.1	110	110.3
Königsberg	121.2	106.1	102.4	113.2	117	112.5	114	113.7	116	113.5	114	113.8
Danzig	126.2	109.8	106.6	115.7	110.9	112.9	114	113.7	113.8	113.8	113.8	113.8
Berlin	124.2	111.2	110.1	113.8	117.9	114.5	114	113.2	115.2	113.8	113.8	113.8
Stettin	121.2	111.2	111.1	113.4	112.0	114.4	114	113.1	113.1	113.3	113.7	113.6
Posen	121.8	109.2	113.4	110.0	118.4	114.1	114	117.3	113.8	113.8	113.8	113.8
Breslau	118.8	110.8	110.0	114.6	118.9	114.3	114	113.3	113.3	113.7	113.7	113.7
Magdeburg	115.8	110.4	110.2	114.7	119.3	115.6	114	113.7	113.7	113.7	113.7	113.7
Halle	113.8	110.5	108.5	114.5	119.5	114.4	114	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2
Frankfurt a. M.	113.2	112.2	107.2	115.6	119.7	114.9	114	113.0	113.0	113.0	113.0	113.0
Cöln	115.2	114.0	108.4	115.5	119.0	114.5	114	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6
Leipzig	101.4	113.2	113.6	113.0	112.0	114.1	114	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6
Manheim	112.2	114.4	102.1	115.0	111.4	114.9	114	113.4	113.4	113.4	113.4	113.4
Stuttgart	110.2	114.1	110.1	117.6	110.8	114.4	114	113.3	113.3	113.3	113.3	113.3
München	113.2	114.1	108.1	115.6	111.6	114.4	114	113.9	113.9	113.9	113.9	113.9
Lindau	112.2	116.1	110.6	115.5	111.6	114.3	114	113.3	113.3	113.3	113.3	113.3
München	102.2	113.6	112.6	114.6	111.6	114.6	114	113.5	113.5	113.5	113.5	113.5
Fürth	115.2	113.3	114.8	114.4	111.8	113.3	114	113.8	113.8	113.8	113.8	113.8

	小		裸		大		燕	
	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年	一八七九年	一八八〇年
Nürnberg	二四・四	二五・〇	一六七・四	一〇一・六	一三〇・四	一七〇・〇	一四四・四	一三三・六
Schweinfurt	一七・二	二七・二	一五九・八	一〇一・二	一三五・九	一七〇・〇	一三八・四	一三六・四
Würzburg	二七・〇	二七・四	一四〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一七〇・〇	一三八・四	一三六・四
Augsburg	二〇・二	二五・〇	一五〇・〇	一〇六・六	一五〇・〇	一七〇・〇	一三七・八	一三五・八
Lindau	二四・二	二五・〇	一六六・六	一〇六・六	一三三・三	一七〇・〇	一四四・四	一四四・六
Lübeck	一七・八	二〇・四	一五五・六	一〇六・六	一三〇・四	一七〇・〇	一四八・八	一四四・六
Rostock	一七・二	二二・一	一四二・〇	一八四・三	一三〇・七	一七〇・〇	一四一・七	一四一・七
Hamburg	二四・四	二六・〇	一五二・一	一〇一・〇	一三〇・九	一七〇・〇	一四四・五	一四四・一
Eremen	二〇・二	二〇・〇	一四〇・〇	一七二・七	一三三・九	一四四・九	一四一・一	一四一・一
Kopenhagen	九・〇	九・四七	六・六	七・七	六・七五	七・三	五・四七	六・四九
Wien	八・八七	一〇・一三	五・四	七・七	四・五	五・二	三・〇〇	三・六
Prag	八・八七	九・八〇	六・四	七・九	五・九〇	五・九九	三・五	三・八〇
Brln	八・四	九・二	六・四〇	八・六	五・四二	五・五〇	三・二九	三・七四
Pest	一〇・八五	二二・四	七・六	九・九五	六・一九	七・〇五	六・〇三	六・四九
Paris	二八・九三	二九・九六	一八・八〇	二二・九三	二〇・七二	二〇・四四	一八・九〇	一〇・三三
Nantes	二八・八三	二八・一〇	一八・四二	二二・四	二〇・九二	二〇・九二	一八・四四	二〇・〇一
Bordeaux	二九・七	三〇・〇	二〇・五	三三・四	二〇・七	二〇・七	一九・四	二〇・四
Marseille	二六・五	二六・〇	一五・三	二六・五	一八・二	二六・四	一六・五	一六・六

London	四・〇	四・七	一〇・八	六・八	九四・三	三三・一〇	三三・三	九六・三	三二・八	三三・一	一〇六・二
New York	一・四	一・六	二〇・六	六・八	三六・九	三三・一〇	三三・三	九六・三	三二・八	三三・一	一〇六・二

彼の研究にては、關稅區域内とそれ以外の地方とに於ける穀價の變動の關係が重大なる要素をなしてゐる。第十二表に於ける五十箇所を分類して次の五地方を得たのであつた。

第一、プロイセンの諸地方(十三)

Ostpreussen, Westpreussen, Brandenburg, Pommern, Posen, Schlesien, Sachsen, Schleswig-Holst., Hannover, Westphalen, Hessen Nassau, Rheinland, Preuss. Staat.

第二、關稅區域内にある諸都市(二十一)

Königsberg, Danzig, Berlin, Stettin, Posen, Breslau, Magdeburg, Halle, Frankfurt a. M., Köln, Leipzig, Mannheim, Stuttgart, München, Lindau, Fürth, Nürnberg, Schweinfurt, Würzburg, Augsburg, Lübeck, Rostock.

第三、關稅區域外にある諸都市(二)

Hamburg, Bremen, Kopenhagen.

第四、佛國の諸都市(四)

Paris, Marseille, Bordeaux, Nantes,

第五、獨佛以外の諸都市(六)

Wien, Prag, Brün, Pest, London, New York.

第十三表は第十二表の數字を基礎としたものであつて、各地方に於ける小麥、裸麥、大麥、燕麥の指數(一八七九年の價格を一〇〇としたる一八八〇年の價格の指數)の最高最低を示したものである。尙最高最低の數字の屬する地方の名は、之を括弧の中に入れて置いた。

第十三表 關稅と穀價指數との關係表(Conradの調査)

小麥	第一地方			第二地方			第三地方			第四地方		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
小麥	116.6	111.3	108.2	119.1	114.7	108.2	108.2	108.2	108.2	110.1	108.2	108.2
裸麥	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2

大麥	第一地方			第二地方			第三地方			第四地方		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
大麥	110.1	111.1	109.2	110.1	110.1	110.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1
燕麥	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2	113.2

第十三表を見ると、同一關稅區域に於ける穀物の價格の變動が、關稅區域を異にせる地方の穀價の變動と同様に大であり、又往々同一關稅區域の方が關稅區域を異にする場合よりも更に其變動が大なる場合あるを知るのである。従つて穀物の價格の變動と云ふ一點より見れば、關稅區域を異にしてゐる二地方が、關稅區域を同一にしてゐる二地方よりも、利害關係が密接なりと云ひ得る實例を見るのである。

此等の數字よりして Conrad の達した結論はこうであつた。曰く「穀物價格を決定する上に於ては、關稅よりも地方的要素の方が大なる影響を與へると。

尙 Conrad は、此種の統計的研究の非常に困難なる事を説いてゐる。穀物銘柄の如何なるものを採用すべきや、月平均の價格か年平均の價格か又は他の價格によるべきか、統計材料の取捨選擇を如何なる標準により決定すべきかにより、研究の齎す所の結果に非常の差異を生ずるものである。従つて當時の新聞紙が、漫然穀價と關稅との關係を斷定してゐるのを、種々の實例を擧げて危ぶんでゐる。²⁹⁾

Conrad の研究なるものは、租稅轉嫁に關し積極的の意見を樹てると云ふよりも、寧ろ安價なる通説に對して疑問を投げたのである。而して轉嫁の統計的研究と云へば直に社會的の原則と生計調査とを聯想せしめてゐたのに對し、轉嫁そのものに統計的研究を施す事を教へたのは、確に彼の功績である。經濟的の原則を主としたる Conrad の研究は、Schanz に有力なる暗示を與へたのであつた。³⁰⁾

II Schanz

Georg Schanz の研究は 'Zur Frage der Überwälzung indirekter Verbrauchssteuern auf

²⁹⁾ Conrad; a. a. O. S. 279—284

³⁰⁾ Schanz; Zur Frage der Überwälzung indirekter Verbrauchssteuern auf Grund des bayerischen Malzaufschlags S. 563

Grund des bayerischen Malzaufschlags und der Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich 1882. S. 563—603 に收められてゐる。

Schanz はハイエルンに於ける麥酒の價格の變動を研究して、それより麥芽税の轉嫁の事情を明かにしたのである。彼は A, B の二表を其研究資料に採用してゐる。

A 表は、千八百七十三年乃至千八百八十年に於けるバイエルン各地方の麥酒の小賣相場を調査したものであつて、Zeitschrift der königl. bayerischen Statistischen Bureaus に發表せられてゐる。第十四表に其内容の一部たる Oberbayern (十一箇所) の分を抜萃したのであるが、尙他に Niederbayern (二箇所) Pfalz (十二箇所) Oberpfalz (四箇所) Oberfranken (八箇所) Mittelfranken (十一箇所) Unterfranken (三箇所) Schwaben (十箇所) に就つても同様の調査が行はれてゐるのである。³¹⁾

第十四表 バイエルン各地方に於ける麥酒小賣相場表 (Schanz の調査)

³¹⁾ Schanz; a. a. O. S. 565—568

Regensburg (五箇所) Furt a. W. (四箇所) Waldmünchen (四箇所) Bayreuth (五箇所) Waldsassen (四箇所) Hof (五箇所) Bamberg (五箇所) Nürnberg (五箇所) Furt (五箇所) Würzburg (六箇所) Schweinfurt (四箇所) Kaiserslautern (六箇所) Ludwigshafen (七箇所) に就いて調査したものである。第十五表は、其一部分たる Hauptzollamt München 管内の報告である。³²⁾

第十五表 バイエルン各地方に於ける麥酒の小賣價格、卸賣價格及び地方麥芽稅表 (Schanz の調査)

年	冬	Hauptzollamt München		Landshut		Ingolstadt		Freising		Ergoldsbach		Murnau		Rohr		Wolfratshausen	
		卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣
一八七六—七七年	一七	二四	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一八七七—七八年	一七	二四	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

32) Schanz; a. a. O. S. 75—185

年	夏	地方麥芽稅		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇	
		卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣
一八七八—七九年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一八七七年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一八七八年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一八七九年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一八八〇年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一八八一年	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
平均	二〇	二六	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

A, B の二表は、往々異なりたる結果を示してゐるが、大體に於ては同じである。Schanz 教授は、その精密なる點より且つ小賣價格及び卸賣價格の兩者を網羅してゐる點よりして、主として B 表に基き其研究を進めてゐる。

Schanz の本來の希望からすれば、地方麥芽税の創設又は引上げの前の麥酒の價格と後の麥酒の價格とを比較し、もつて地方麥芽税の轉嫁關係を研究すべきであつた。然るに、彼は、時間的差異に基く此研究方法を採用するに充分なる材料を持ち合はさなかつたから遂に此を斷念して、場所的差異に基く他の方法によつたのである。即ち各地方に於ける麥酒の平均價格を比較して、地方麥芽税が轉嫁するや否や、轉嫁するとして其程度如何を調べたのである。蓋し近接せる地方にては麥酒の生産條件が大體近似してゐる筈であるから、地方麥芽税の存否又は大小が直に麥酒の價格に影響する事は容易に豫想し得るからである。

かくて Schanz は其研究方法を各地方に應用したのであつた。然るに事實は彼の豫想を裏切り、何れの地方に於ても麥酒の價格の上には地方麥芽税よりも他の要素が多く働き、結局轉嫁の跡を見る事が出来なかつたのである。次に彼は大量觀察に方面を轉じ、凡ての地方に於ける麥酒の價格の總平均的を調査したのであるが、此の方面に於ては前の簡別的觀察の時とは異りたる結果を得たのである。

Schanz は、地方麥芽税の税率の大小を標準として四地方を分ち、各地方に就き麥酒の平均小賣價格及び平均卸賣價格を算定して、第十六表を得たのである。³³⁾

第十六表 地方麥芽税と麥酒の小賣價格及び卸賣價格との關係比較表(Schanzの調査)

地方	麥芽税	卸賣價格	小賣價格	兩者の差
冬	一・九五麻(一一の場合)	一六・八五	三・三〇	五・三五
	一・二〇一・四一麻(一八の場合)	一六・五五	三・五五	五・四〇
	一・〇〇麻(四五の場合)	一六・三三	三・七二	五・一八
	無税(二五の場合)	一六・四〇	三・六八	四・六四
夏	一・九五麻(一一の場合)	一八・四〇	三・八〇	五・三三
	一・二〇一・四一麻(一八の場合)	一七・五五	三・七九	五・四四
	一・〇〇麻(四五の場合)	一七・三三	三・六六	五・三三
	無税(二五の場合)	一七・三三	三・四四	四・六二

33) Schanz; a. a. O. S. 582

第十六表を見ると、麥酒の卸賣價格と小賣價格とは、地方麥芽税に對して必ずしも同一關係に立つてゐないのである。小賣價格は麥芽税の大小に應じて上下してゐるが、卸賣價格の方は麥芽税との關係に於て不規則なる變化を示してゐる。第十六表にては、地方麥芽税の課税せられざる二十五の場合を含んでゐたが、彼は研究の必要上、第十七表に於ては無税の場合を全部除外したのである。地方麥芽税を加算したる小賣及び卸賣の推定價格と實際價格との差を冬麥酒と夏麥酒とに就いて調べると、次の如くである。³⁴⁾

第十七表 麥酒の推定價格と實際價格との比較表(Schanzの調査)

	地方麥芽税			卸賣價格		
	實際價格	推定價格	兩者の差	實際價格	推定價格	兩者の差
夏 麥 酒	一・二〇〇	一・二〇〇	〇・〇〇	一六・五	一七・〇	△〇・五
	一・九五	一・九五	〇・〇〇	一六・五	一七・〇	△〇・五
冬 麥 酒	一・二〇〇	一・二〇〇	〇・〇〇	一六・五	一七・〇	△〇・五
	一・九五	一・九五	〇・〇〇	一六・五	一七・〇	△〇・五

34) Schanz; a. a. O. S. 583—584

	地方麥芽税			卸賣價格		
	實際價格	推定價格	兩者の差	實際價格	推定價格	兩者の差
夏 麥 酒	一・二〇〇	一・二〇〇	〇・〇〇	一七・五	一七・五	△〇・〇
	一・九五	一・九五	〇・〇〇	一七・五	一七・五	△〇・〇
冬 麥 酒	一・二〇〇	一・二〇〇	〇・〇〇	一七・五	一七・五	△〇・〇
	一・九五	一・九五	〇・〇〇	一七・五	一七・五	△〇・〇

小賣にては、實際價格が推定價格より大にして、而も其程度は税率が大なれば大なる程増して來るのである。然るに卸賣にては、實際價格が推定價格より小なりと云ふ、小賣の場合とは正反對の事實を見るのである。注目すべき現象ではないか。

以上は地方麥芽税の轉嫁の問題であるが、彼は更にバイエルン全體に行はるゝ州麥芽税に就いて研究を進めたのである。州麥芽税は、千八百七十九年十一月迄は一ヘクトリッターの麥芽に對し四麻の率で課税せられてゐたが、其後—千八百七十九年十月三十一日の法律によつて—税率が六麻に上り、千八百八十一年十二月三十一日に及んだのである。かくて千八百七十九年十一月一日を境界として一ヘクトリッターの麥芽に對して二麻の増税即ち麥酒一リッターに對して〇・八ペンニツヒの増税が行はれたのであるが、此増税

	冬 麥 酒			夏 麥 酒		
	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期
Kaiserlautern	小 卸 賣 一六・二三 大 卸 賣 三・五	小 卸 賣 一七・四三 大 卸 賣 二	小 卸 賣 一七・四三 大 卸 賣 二	小 卸 賣 一七・三三 大 卸 賣 二	小 卸 賣 一六・九三 大 卸 賣 二	小 卸 賣 一七・五 大 卸 賣 二
Landau	小 卸 賣 二四・六	小 卸 賣 二五・八	小 卸 賣 二六・九	小 卸 賣 二六・八	小 卸 賣 二五・五	小 卸 賣 二六・五
Zweibrücken	小 卸 賣 二四・七	小 卸 賣 二四・八七五	小 卸 賣 二四・八九	小 卸 賣 二四・五	小 卸 賣 二四・六	小 卸 賣 二四・五
Speyer	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・七五	小 卸 賣 三三・三	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・三
Germersheim	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・三	小 卸 賣 三三・五	小 卸 賣 三三・八	小 卸 賣 三三・五	小 卸 賣 三三・五
Frankenthal	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・九	小 卸 賣 三三・八	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・七	小 卸 賣 三三・五
Kirchheimbolanden	小 卸 賣 三三・八	小 卸 賣 三三・七五	小 卸 賣 三三・三	小 卸 賣 三三・八	小 卸 賣 三三・七五	小 卸 賣 三三・七五

Mündeheim	小 卸 賣 一四・五	小 卸 賣 一六・七五	小 卸 賣 一八・五	小 卸 賣 一四・三	小 卸 賣 一七・七五	小 卸 賣 一八・五
Schwarzenacker	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一四・七五	小 卸 賣 一八・一	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一七・五	小 卸 賣 一八・一
Hochspeyer	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一七・七	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一六・八五	小 卸 賣 一八・七五
Ludwigshafen	小 卸 賣 一四・三	小 卸 賣 一四・三	小 卸 賣 一七・七五	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一六・八五	小 卸 賣 一八・五
Oggersheim	小 卸 賣 一四・五	小 卸 賣 一四・五	小 卸 賣 一八・一	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一七・五	小 卸 賣 一八・五
Rheinabern	小 卸 賣 一四・五	小 卸 賣 一四・五	小 卸 賣 一八・五	小 卸 賣 一四・一	小 卸 賣 一六・五	小 卸 賣 一八・五

第一期が無税、第二期が四麻、第三期が六麻であるから、本来ならば第二期は第一期より一・六ペンニツヒ高く、第三期は第二期より〇・八ペンニツヒ高く、従つて第三期の麥酒の価格は第一期のそれより二・四ペンニツヒ高かるべき筈である。然し實狀は必ずしもかゝる機械的の轉嫁を示してゐないのである。

税額以上轉嫁する場合あり、以下の事あり、少しも轉嫁せざるのみか増税後返つて價格が下落し増税の全部を生産者が負擔してゐる場合もある。而して此點に於ても卸賣と小賣とにより影響が異つてくるのである。³⁸⁾

かくて Schanz は次の結論に達したのである。³⁹⁾「間接消費税の影響なるものは極めて複雑にして、決して單純なる轉嫁關係により之を説明するを得ないのである。從來轉嫁の可能性と云へば、單に價格の方面のみに目をつけてゐたが、其他に品質を悪くするとか、弱小企業組織を犠牲にし大企業組織と連絡する事によつて生産を改善するとか、生産者及び小賣商の利益を切り下げるとか、ありとあらゆる事が考へられる。而も、此等の現象は、離れ離れに行はれると共に、同時に生起する事もあり得るのであるから、問題は、いよいよ迷宮に入らざるを得ない」と云ふのである。

Conrad が穀物關稅にて試みし所を一層詳細に研究し、且つ彼の試みざりし所を新たに研究したのが Schanz の功績である。研究材料の多少に應じ、或は地方麥芽税により、又は州麥芽税により、最後にライン・バルツの特殊研究を實

38) Schanz; a. a. O. S. 596—599

39) Schanz; a. a. O. S. 602—603

行せしが如き、後世の研究者の教へらるゝ所が少くない。

三 Laspeyres

E. Laspeyres の租税轉嫁に關する統計的研究は、*Finanz-Archiv* 1901. S. 46—282 に發表せられし *Statist. Untersuchungen zur Frage der Steuerüberwälzung, geführt an der Geschichte der preussischen Mahl- und Schlachtsteuer* と題する大論文である。其内容の一部は已に土方博士及び阿部博士によつて我が學界に紹介せられてゐるから、茲にはなるべく重複を避けて記述を進める。⁴⁰⁾

Laspeyres の研究は、實に二十餘年の勞作の結果であつて、Schanz のそれと好對照をなしてゐる。Schanz の研究がバイエルンの産物なるに對し、Laspeyres はプロイセンの大藏省及び内務省、ヘッセンの内務省の後援を得て始めて其研究を完成したのである。⁴¹⁾更に Schanz が麥芽税を調査せしに反し、Laspeyres の研究對象は穀粉税及び屠畜税である。

Laspeyres の研究は、彼が明かに示してゐる様に、方法論を重んじ結果を従としたる所に其特色を有してゐる。従つて穀粉税及び屠畜税の轉嫁を研究す

40) 土方博士; 財政學の基礎概念 338—341頁

阿部博士; 財政學 191—194頁

41) Laspeyres; *Statistische Untersuchungen zur Frage der Steuerüberwälzung*. S. 46